

滋賀県危機管理センター基本計画

平成 24 年 3 月

滋 賀 県

目次

1. 計画の基本的な考え方	1
1.1. 背景	1
1.2. 計画策定方針	4
1.3. 計画の位置づけ	5
2. 災害対策本部機能について	6
2.1. 基本的な考え方	6
2.2. 課題	7
2.3. 課題解決のための方向性	8
2.4. 施設計画方針	8
2.5. 諸室の概要	10
2.6. 必要な諸設備	14
3. 防災情報機能について	17
3.1. 防災情報機能について	17
3.2. 防災情報機能の基本的な考え方	18
3.3. 滋賀県の防災情報機能の現状	21
3.4. 課題	23
3.5. 課題解決のための具体化	24
4. 研修・交流機能について	27
4.1. はじめに	27
4.2. 基本的な考え方	28
4.3. 各機能の事業内容	39
4.4. 各機能の実施スペース	43
4.5. 推進体制	44
4.6. さらなる発展を目指して	44
4.7. (参考) 事業内容例	45
5. 実効性の確保について	46
5.1. 災害対策本部機能と研修・交流機能のゾーニング	46
5.2. セキュリティ対策	46
5.3. 管理・運営体制	47
5.4. その他配慮する事項	47
6. 危機管理センターの概要	48
6.1. 平面	48
6.2. 諸室の配置	51
6.3. 構造	54
6.4. 建築設備	55
6.5. 事業化に向けた課題	57

1. 計画の基本的な考え方

1.1. 背景

1. 計画の基本的な考え方

1.1. 背景

平成23年3月11日、マグニチュード9.0と我が国の観測史上最大規模の地震が発生し、想定を遙かに超える大津波が押し寄せ、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

これにより、一部の自治体では、庁舎が被災し、自治体職員の多くが被災するなど災害対策本部機能の維持・確保が困難になりました。また、通信手段が途絶し、その被害の状況把握には多くの時間が費やされました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所では、その地震と津波により全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故となり、多くの人々が避難や屋内退避を余儀なくされ、雇用と生活の場を失い今も不安に直面し続けています。また、9月に発生した台風による豪雨は近畿地方を中心に大きな被害をもたらしました。

一方、滋賀県においても、過去に多くの災害の記録が残されており、風水害、地震災害、火災、雪害、鉄道事故災害など、その災害の種類は様々であります。

	今後30年以内の地震発生確率	マグニチュード〔地震の規模〕	
東南海地震	70%程度	8.1前後	8.5前後
南海地震	60%程度	8.4前後	
琵琶湖西岸断層帯による地震	最大3%	最大7.8程度	
兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	0.02~8%(発生直前の評価)	7.3	

(2012年1月1日現在)

滋賀県で過去に発生した主な災害

年月日	原因	災害名	被害概要
1909年8月14日	地震	姉川地震	県内の死者35人、重傷者115人、軽傷者528人、全壊家屋972戸、半壊家屋2,367戸など。
1912年9月22日~23日	台風	—	県内の死者30人、全壊・流失家屋200戸。高時川、姉川堤防決壊。
1913年10月2日~3日	台風	—	県内の死者42人、負傷者56人、全半壊・流失家屋124戸など。野洲川堤防決壊。
1934年9月21日	台風	室戸台風	県内の死者47人、負傷者641人、全壊家屋681戸、半壊家屋921戸など。東海道線瀬田川鉄橋上で客車9両が突風で横転し死者11人。
1951年9月5日	火災	—	死者2人、負傷者105人。虎姫町大字五の火災。
1953年8月14日~15日	集中豪雨	多羅尾豪雨	県内の死者45人、負傷者143人、全壊家屋81戸、半壊家屋159戸など。
1953年9月25日	台風	台風13号	県内の死者47人、負傷者497人、全壊家屋522戸、半壊家屋1,198戸など。安曇川堤防決壊、日野川堤防決壊。
1959年9月26日	台風	伊勢湾台風	県内の死者16人、負傷者114人、全壊・流失家屋342戸、半壊家屋1,309戸など。
1961年9月16日	台風	第二室戸台風	県内の死者3人、負傷者438人、全壊・流失家屋610戸、半壊家屋3,388戸など。
1981年1月~2月	大雪	五六豪雪	県内の死者5人、負傷者91人。住宅一部破壊2,961戸。
1991年5月14日	鉄道事故	信楽高原鉄道列車衝突事故	死者42人、負傷者614人。

※滋賀県内の1900年以降の災害・事故で死者30人以上又は負傷者90人以上の人的被害を伴ったものを抜粋

1. 計画の基本的な考え方

1.1. 背景

滋賀県は、その中心に県域の6分の1の面積を占める琵琶湖があり、周囲を山々で囲まれているのが特徴です。

琵琶湖は、古来より人々に豊かな恵みの水をもたらしており、現在でも近畿1,400万人の命の水源としての機能を果たしています。

したがって、琵琶湖で発生する水質汚染や異常水位などの危機は、滋賀県のみならず、近畿全体に影響を強く与えます。

一方、琵琶湖を取り囲む山地部では土砂災害や雪害、山地部から琵琶湖へ注ぐ河川沿いでは浸水害がたびたび発生しており、地球温暖化の影響と見られる集中豪雨の激化などにより、さらにその危険性は高まっています。

また、琵琶湖西岸断層帯をはじめとする活断層が県域に存在することから、阪神・淡路大震災のような直下型地震が身近で起こる可能性があるとともに、東海・東南海・南海地震などの海溝型巨大地震が発生したときには、広域的な被害が西日本にもたらされる危険性があり、大きな影響を受けることが懸念されます。

さらに、近年は、新型インフルエンザなどの感染症、口蹄疫などの家畜伝染病、テロ行為など行政として備えなければならない危機事案は多様化、複雑化しており、県民の危機管理への関心や安全で安心な暮らしの確保についての要請が大変高まっています。



滋賀県周辺の活断層

1. 計画の基本的な考え方

1.1. 背景

こうした様々な危機事案が発生し、全庁的な危機対応が必要なときは、県は直ちに県庁本館2階にある防災対策会議室（特別な場合を除く。）に「災害対策本部」（事案によっては、「国民保護対策本部」、「緊急処理事態対策本部」のときもある。以下「災害対策本部」という。）を設置し、事態に対応することになっています。

また、東海・東南海・南海地震等、近隣で広域的な災害が発生したときなどに、本県は後方支援拠点としての機能が求められます。

しかしながら、全庁的な危機対応を迅速かつ効果的に実施しなければならないときは、現状の災害対策本部では、次のような課題があり、危機管理機能が適正に発揮できない状態になる危険性があることが提起されています。

- 災害対策本部が設置される防災対策会議室がある県庁本館は、災害対策拠点として必要とされる耐震強度を満たしていない。
- 組織の内外から多くの人数の動員が必要となる時十分な空間が確保できない。
- 災害対策本部各班の情報が組織全体で共有されがたい空間配置になっており、危機対応の適切な意思決定に影響を及ぼしかねない。
- 平成9年度から運用している防災行政無線が運用14年を経過し老朽化している。



一方、こうした危機事案に立ち向かい、被害を最小限度にとどめるには、県などの行政機関の対応はもとより、県民自らが防災対策の主体であることを認識し、日ごろから災害について備え、暮らしの中の人との繋がりを活かして共に助け合い、適切な対応をとることが極めて重要であることが数々の大規模災害の教訓として伝えられています。

しかしながら、昨今の核家族化や少子高齢化、都市化といった社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティ機能が低下していることが課題として指摘されており、県には、自助や共助につながる地域防災力を高めるための研修や交流の場の提供も求められています。



このようなことから、行政の危機対応機能はもとより、いかなる災害であっても地域住民の生命を守り、被災者が希望を持って生活再建できる切れ目のない政策が提供できるよう、地域住民・コミュニティの防災力を高める機能を備えた新しい危機管理センターの整備が急務となっています。

1. 計画の基本的な考え方

1.2. 計画策定方針

1.2. 計画策定方針

前項の背景を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

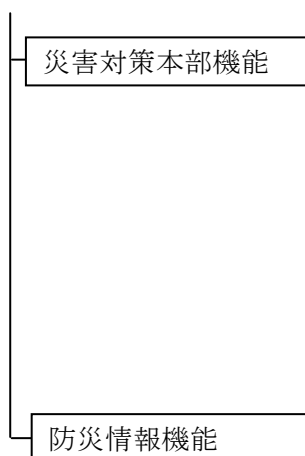
■基本理念

地震等の自然災害をはじめテロや新型インフルエンザ等様々な危機事案に対し、迅速、的確に対応するとともに、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、危機管理機能の拠点となる滋賀県危機管理センターの整備に関する基本計画を策定する。

また、上記の基本理念を具体化するため、次の2つの基本方針にしたがい、危機管理センターの基本計画を策定します。

■基本方針

○危機管理機能の強化

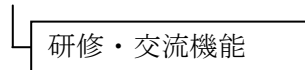


計画する危機管理センターは、危機事案への総合的な対応拠点となる施設であり、効率的な危機対応を行うために「危機に関わる様々な情報を迅速に収集・処理・分析し、関係機関間で情報を共有し、統一された状況認識に基づき適切な意思決定を行う場所」とならなければなりません。

そこで、災害対策本部と県庁各部局との一体的な運用および市町、自衛隊、警察、消防等関係機関との密接な連携が図れる災害対策本部機能の充実を目指します。

また、被害状況等を迅速かつ的確に把握し、緊急対策を決定するための防災情報機能の充実を目指します。

○地域防災力の向上



地域防災力の向上を図るため、生活防災の拠点として、地域の防災関係者等の交流や生活防災を学べる研修・交流機能などの充実を目指します。

1. 計画の基本的な考え方

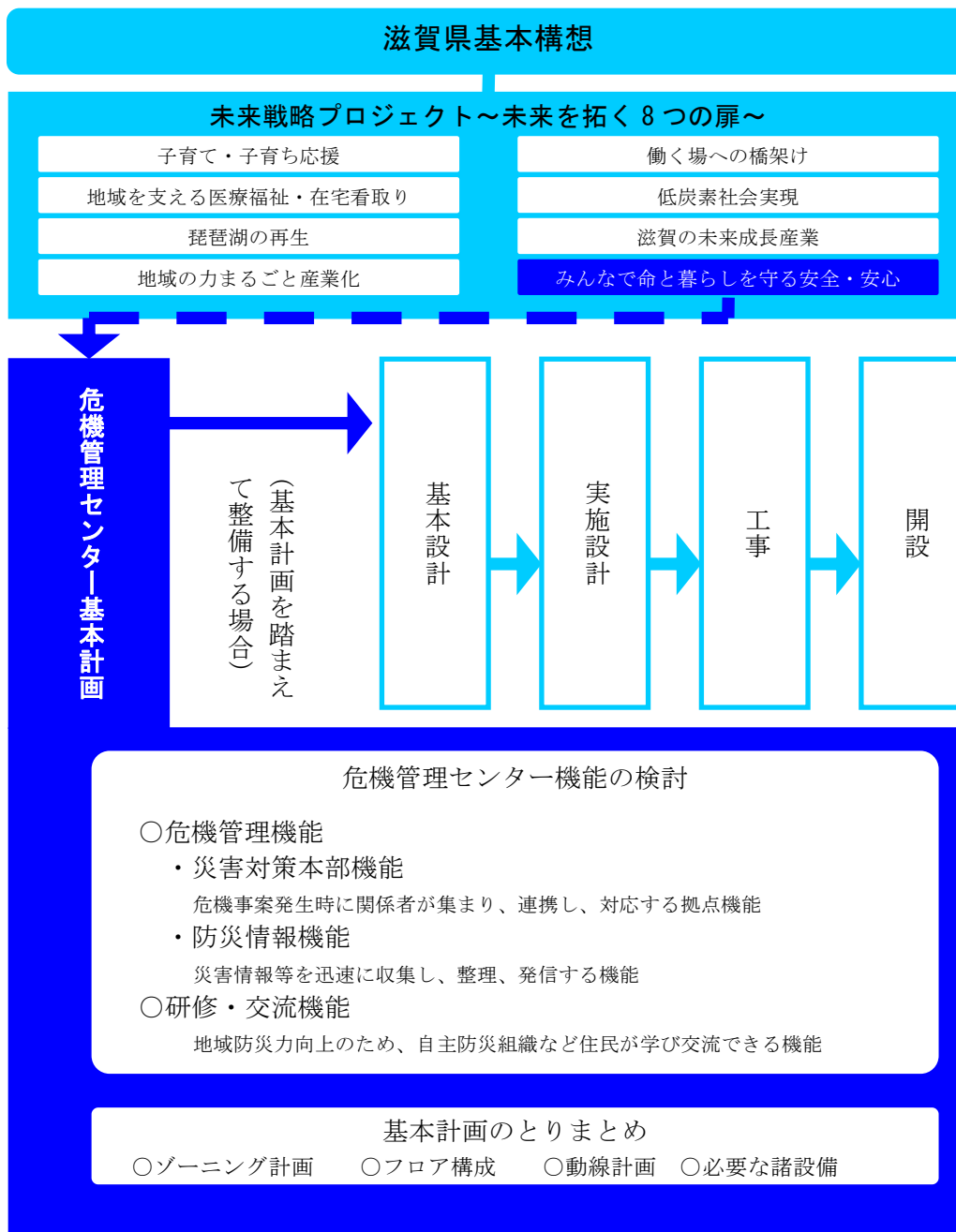
1.3. 計画の位置づけ

1.3. 計画の位置づけ

滋賀県基本構想では、「住み心地日本一の滋賀」の実現に向け、滋賀の強みである「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」の3つの力を活かし、未来への成長につながる先駆的・戦略的な施策で構成する8つの未来戦略プロジェクトを進めています。

そのうちのひとつのプロジェクト「みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト」の実現すべき施策の一事業として、「危機管理センター整備計画の具体化」があげられています。

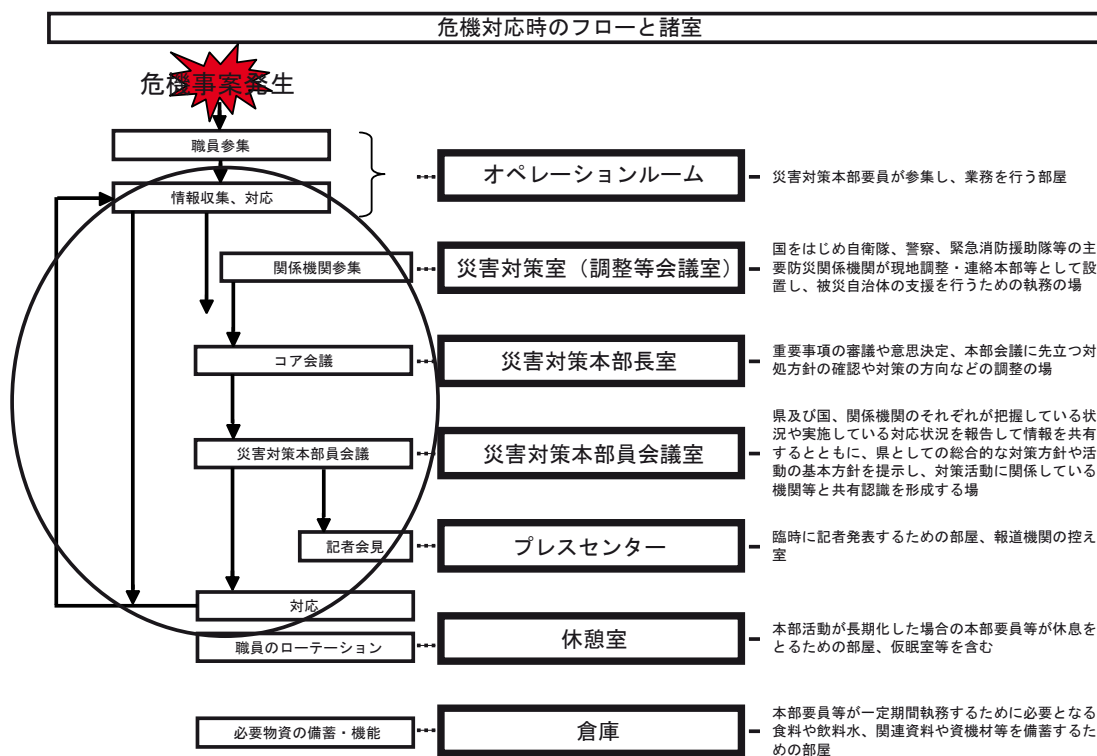
本計画は、危機管理センター整備計画の具体化にあたって必要となる機能などを検討し、センターの基本的な考え方を明らかにする計画として位置づけます。



2. 災害対策本部機能について

2.1. 基本的な考え方

2. 災害対策本部機能について



2.1. 基本的な考え方

総務省消防庁が立ち上げた「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」によると、危機管理センターとは、全庁的に対応するために災害対策本部を設置するような発災時において、情報を収集・整理・伝達するために設けられている場所であって、必要な機能を果たすための一定の設備を備えているものとして定義されており、次のような考え方が示されています。

■危機管理センターに求められる機能

- ・ 職員が緊急参集し、対策本部等を開催するための場を確保する機能
- ・ 情報の収集と共有、伝達を行う機能
- ・ 関係機関と連携を図るための機能
- ・ 対応方針・対処措置の意思決定を行う機能
- ・ 被災時等においても上記の機能を果たすことができる機能

■危機管理センターに求められる構造・設備

- ・ ラジオ、テレビ、マルチスクリーン等のAV機器
- ・ PC、プリンタ、電話、FAX、コピー機等の事務機器・事務用品
- ・ 各種の多重化された情報・通信機器類
- ・ 24時間持続的な稼働に対応するための専用空調設備、電源設備（無停電電源装置等）
- ・ 耐震性を確保した壁面、機器の転倒防止等の措置

2. 災害対策本部機能について

2.2. 課題

計画する危機管理センターは、このような機能、構造・設備を充足することはもとより、緊急時に適正な機能を発揮するために、平常時から次の機能を併せ持つ施設となることを基本とします。

- ・危機の兆候が窺われる情報を常時監視し、危機の兆候を覚知する機能
- ・平常時業務体制から危機対応体制へ円滑に移行する機能
- ・危機対応に関わる訓練および研修を計画、実施する機能
- ・関係機関との役割分担等を調整する機能

2.2. 課題

計画する危機管理センターは、危機事案への総合的な対応拠点となる施設であり、効率的な危機対応を行うために「危機に関わる様々な情報を迅速に収集・処理・分析し、関係機関間で情報を共有し、統一された状況認識に基づき適切な意思決定を行う場所」とならなければなりません。

しかしながら、現在の県災害対策本部機能には、次の課題があり、その改善の必要があります。

- 災害対策本部が設置される県庁舎は、災害応急対策の中核的な役割を担う施設の安全性に基づく耐震強度を満たしていない。
 - 5つの班からなる緊急初動対策班が活動する場所は第1～5委員会室であるが、班毎に壁で区切られており、一体となって活動できないため、情報共有や相互の調整ができない。
 - 防災関係機関や応援都道府県等の連絡員が本県や現地との連絡等の活動を行える施設が不足している。
 - 議会の委員会室には、災害対応のためのパソコンや電話がなく設置する必要があり、迅速な災害対応体制がとれない。
 - 24時間体制で災害対応が長期化した場合の本部班員や関係機関職員等の仮眠・休息室がない。
 - 上・下水道等、ライフライン断絶に対応できる機能がない。
 - 報道機関が活動する場所がなく、効果的な連携がとれない。
-

2. 災害対策本部機能について

2.3. 課題解決のための方向性

2.3. 課題解決のための方向性

課題を踏まえ、先進的な取組を行っている自治体の参考事例などから、次の方向性を持って危機管理機能の充実を図ります。

- 「官庁施設の総合耐震計画基準」で示される、災害対策の指揮および情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な耐震安全性能を保有する施設とする。
- 情報共有や相互の調整を円滑にするため、危機対応に関わる全ての県部局や防災関係機関（自衛隊、消防、警察、国、応援都道府県）が同じ場所に対応を行うことができる空間を確保する。
- 緊急初動対策班等が迅速な災害対応体制がとれるよう機器等が整備（配置）された空間を確保する。
- 防災関係機関や応援都道府県等の連絡員が、本県や現地との連絡等の活動を行うための空間を確保する。
- 災害対策本部事務局員、関係機関職員等が仮眠・休息をとれる空間を確保する。
- ライフライン断絶に備えた対策を講じる。
- 報道機関の関係者が業務を行う空間を確保する。

2.4. 施設計画方針

(1) 安全性の確保

迅速な危機対応を実施するためには、まずセンターそのものが大きな揺れに耐えられる構造であることが不可欠です。また、自然災害・人為的行為を含めたあらゆるハザードに対する安全管理能力・防護能力を有することが求められます。

したがって、施設は、「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日）」において示される、官庁施設の防災拠点に求められる基準（建築基準法の目標耐震強度の1.5倍相当）を確保する必要があると考えます（注：現在の県庁本館は耐震強度1.2倍相当）。

また、建築設備（設備機器、配管等）については、「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日）」の甲類の基準を確保する必要があると考えます。

さらに、危機対応の中核として重要な役割を担うことを考慮して、新規に施設を建設する場合は、免震構造を採用するなど、耐震性を確保します。また、既存施設を活用する場合は、構造体の耐震補強を行ったうえで、免震化を検討します。

また、センター内の主要室の機器や備品については、床固定等の転倒防止対策を行います。

(2) 立地場所

ア 立地条件

災害対策本部設置時は県庁の各部局が連携して効率よく一体的に対応する必要があります。そのため、知事や関係職員が迅速に参集できる県庁敷地またはその周辺に整備することが望ましい。

イ 立地場所の選定

2. 災害対策本部機能について

2.4. 施設計画方針

立地条件を踏まえると、センターの整備については、県庁既存施設を利用するケースと県庁敷地内および周辺の土地に新設するケースが考えられます。既存施設の利用については耐震補強等が必要であることや必要な諸室を機能的に配置することが困難であることから、新設が適切であると考えます。

立地場所にあつては、東日本大震災の教訓を踏まえ、できる限り早期に整備できるよう更地を選定する必要があります。

ウ 立地場所

前記条件等から県庁本館に隣接する県警察本部跡地に整備することとします。(※一部の国有地については県取得の手続き中である。)

(3) 代替性の確保

危機対応は、24 時間持続的に稼働する必要があります。したがって、施設運営に必要なエネルギー供給、水供給等の自立機能・代替機能を確保します。

ただし、東日本大震災では、代替機能となるべき非常発電機が稼働しない事態も生じたことから、バックアップ機能について検討しておくこととします。

なお、エネルギーについては、自然エネルギーを活用するとともに、省エネルギー対応に努めます。

2. 災害対策本部機能について

2.5. 諸室の概要

2.5. 諸室の概要

危機管理センターに求められる災害対策本部機能を勘案した場合、次の諸室が必要になります。

なお、諸室の必要規模は、一般的に用いられる方法として、国土交通省「新営一般庁舎面積基準による算定」や先進事例、現状の床面積を参考に設定します。

(1) 災害対策本部長室

○特徴

本部長（知事）、副本部長、県幹部（本部員）など、県の災害対応の中核を担う職員を中心として、県の重要事項の審議や意思決定、対処方針の確認や対外的な調整などを行う場

本部長（知事）の災害時の執務専用室として、要人等の応接スペースのほか、仮眠ができる部屋も併設します。

○必要規模

100m²程度

○平常時の転用可否

転用可／多目的な幹部会議室としての利用

○空間配置上配慮する点

防災危機管理局執務室の近隣に配置

(2) 災害対策本部員会議室

○特徴

本部長（知事）、副本部長、県幹部（本部員）および関係機関等が参集し、県および国、関係機関等のそれぞれが把握している状況や実施している対応状況を報告して情報を共有するとともに対策を協議し、県としての総合的な対策方針や活動の基本方針を提示し、協議し、対策活動に関係している機関等と共通認識を形成する場

○必要規模

300m²程度

○平常時の転用可否

転用可／平常時は会議室としての利用

(3) 防災危機管理局執務室（災害対策本部事務局室）

○特徴

災害対策本部等事務局要員が参集し、事態発生時の被害状況や対応状況に関する情報の一元的な収集、処理、分析、対策の立案を行うとともに、県の災害対策に必要な総合事務、業務の調整を継続的に行う場

○必要規模

360m²程度

○平常時の転用可否

転用否／専用室として確保

2. 災害対策本部機能について

2.5. 諸室の概要

○空間配置上配慮する点

局長室を設置、無線統制室などを近隣に配置、席は固定しない「フリーアドレス化」を採用

(4) オペレーションルーム

○特徴

災害対策本部緊急初動対策班および防災関係機関等が参集し、危機事案発生時の被害状況や対応状況に関する情報の一元的な収集、処理、分析、対策の立案を行うとともに、県の危機管理に必要な総合事務、業務の調整を継続的に行う場

○必要規模

660m²程度

○平常時の転用可否

転用可／平常時は会議室としての利用

○空間配置上配慮する点

天井を高くする。

(5) 災害対策室（関係機関執務室および調整等会議室）

○特徴

県および関係機関等が連携して実施する災害対策に係る個々の業務について、その具体的な業務分担と業務の範囲、その実施時期と実施計画等を協議・調整する場

○必要規模

1,300m²程度

○平常時の転用可否

転用可／平常時は会議室としての利用

○空間配置上配慮する点

全庁的な危機対応時に、関係機関専用執務室や調整等会議室として多数の部屋が必要になるため、状況に応じて分割して使用できるように可動間仕切りなどを設置

※東北地方太平洋沖地震、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震などで対応を実施した自治体の多くで関係機関の諸室が確保されており、特に下記の6つの室等に関しては県との連携が欠かせないことから、必要に応じて、災害対策室に部屋を確保します。

- ・ 国の現地災害対策本部室（政府現地連絡対策室）
- ・ 自衛隊地方連絡室執務室
- ・ 滋賀県警察本部執務室
- ・ 緊急消防援助隊調整本部
- ・ ライフライン関係機関執務室
- ・ 滋賀県災害ボランティアセンター（災害発生時に設置）

2. 災害対策本部機能について

2.5. 諸室の概要

(6) プレスセンター（臨時記者会見室およびマスコミ控え室）

○特徴

県幹部が臨時に記者発表するための部屋および地元、全国から集まるマスコミ等の機関の控え室を設けます。

○必要規模

200m²程度

○平常時の転用可否

転用可／平常時は会議室としての利用

○空間配置上配慮する点

報道機関が多数来館した場合に備え可動する壁を採用

(7) 休憩室・シャワー室

○特徴

危機対応時、長期間継続して、本部活動を実施した場合の本部要員等が休息をとるための部屋で仮眠室、更衣室、ロッカー室などを含みます。

○必要規模

休憩室 100m²程度、シャワー室 80m²程度

○平常時の転用可否

転用可／平常時は一部会議室としての利用

○空間配置上配慮する点

男女別、休憩室は静粛性の確保に配慮

(8) 宿直室

○特徴

平常時から宿日直で必要となる部屋。

○必要規模

20m²程度

○平常時の転用可否

転用否／専用室として確保

(9) 倉庫

○特徴

危機対応時、本部員が一定期間執務するために必要となる食糧や水、関連資料や資機材等を備蓄するための部屋。

○必要規模

400m²程度

○平常時の転用可否

転用否／専用室として確保

2. 災害対策本部機能について

2.5. 諸室の概要

(10) 給湯室

- 必要規模
70m²程度
- 平常時の転用可否
転用否／専用室として確保

(11) トイレ

- 必要規模
160m²程度
- 平常時の転用可否
転用否／専用室として確保
- 空間配置上配慮する点
1階に多目的トイレを設置

(12) 無線統制室

- 必要規模
50m²程度
- 平常時の転用可否
転用否／専用室として確保
- 空間配置上配慮する点
防災危機管理局執務室の近隣に配置

(13) 機械室・無線機械室

- 必要規模
310m²程度
- 平常時の転用可否
転用否／専用室として確保

(14) 自家発電機室・電気室

- 必要規模
150m²程度
- 平常時の転用可否
転用否／専用室として確保

(15) 無線更新用仮設室

- 必要規模
200m²程度（無線用機械室と無線統制室を加えた程度）
 - 平常時の転用可否
転用可／無線更新時以外は、会議室または倉庫等に利用
-

2. 災害対策本部機能について

2.6. 必要な諸設備

2.6. 必要な諸設備

危機管理センターに求められる災害対策本部機能を十分に発揮するために、諸室には、想定される使用人数、利用形態などからそれぞれ次の設備を整備します。

(1) 災害対策本部長室

- ・災害対策本部長執務用の机・椅子
- ・パソコン
- ・LAN回線
- ・会議用テーブル・椅子（10人規模）
- ・情報監視用のテレビ・ラジオ、情報共有用のスクリーンモニタなどのAV機器
- ・電話
- ・仮眠用のベッド

(2) 災害対策本部員会議室

- ・会議用テーブル・椅子（90人規模）
- ・パソコン
- ・LAN回線
- ・会議用マイクシステム
- ・大型スクリーン
- ・電話、コピー機
- ・ホワイトボード

(3) 防災危機管理局執務室（災害対策本部事務局室）

- ・職員執務用の机・椅子（40人規模）
- ・パソコン、プリンタ、電話、FAX、コピー機、ホワイトボード、書庫等の事務機器・事務用品（40人規模）
- ・情報監視用のテレビ・ラジオ、情報共有用のスクリーンモニタなどのAV機器
- ・LAN回線
- ・テーブル・椅子（20人規模）

(4) オペレーションルーム

- ・机・椅子（200人規模：フリーアドレス化）
 - ・パソコン
 - ・LAN回線
 - ・情報共有用の大型スクリーンモニタ
 - ・情報共有用のスクリーンモニタ
 - ・ホワイトボード
 - ・電話、FAX、コピー機
- ※平常時は大会議室としての使用が可能なように配慮
- ※天井が高くなるように配慮
- ※LAN回線、電話回線（ジャック）を多数設置
-

2. 災害対策本部機能について

2.6. 必要な諸設備

(5) 災害対策室

- ・会議用テーブル・椅子（1部屋当たり30人規模を13部屋程度分）
 - ・パソコン
 - ・LAN回線
 - ・情報共有用のスクリーンモニタ
 - ・ホワイトボード
 - ・電話、FAX、コピー機
- ※LAN回線、電話回線（ジャック）を多数設置

(6) プレスセンター（臨時記者会見室およびマスコミ控え室）

- ・机・椅子（60人規模）
 - ・パソコン
 - ・LAN回線
 - ・スクリーン（70インチ程度）
 - ・ホワイトボード
 - ・電話、FAX、コピー機
 - ・会見用照明器具
 - ・マイク
- ※マスコミ各社が中継を行うための中継用放送機器を配置
- ※LAN回線、電話回線（ジャック）を多数設置

(7) 休憩室・シャワー室（男女別）

- ・仮眠用寝具（30人規模）
- ・シャワー室
- ・ロッカー

(8) 宿直室

- ・机・椅子
- ・テレビ、ラジオ、パソコン（情報収集端末）、電話、FAX
- ・LAN回線
- ・仮眠用寝具（2人規模）

(9) 倉庫

- ・災害対策本部要員が一定期間（3日程度）執務するために必要となる食糧や水
- ・危機対応資機材
- ・移動棚

(10) 無線統制室

- ・机・椅子（5人規模）
 - ・パソコン
-

2. 災害対策本部機能について

2.6. 必要な諸設備

- ・ LAN回線
- ・ 統制局設備
- ・ 各情報システムのサーバ、情報システム・無線システムの各種端末

3. 防災情報機能について

3.1. 防災情報機能について

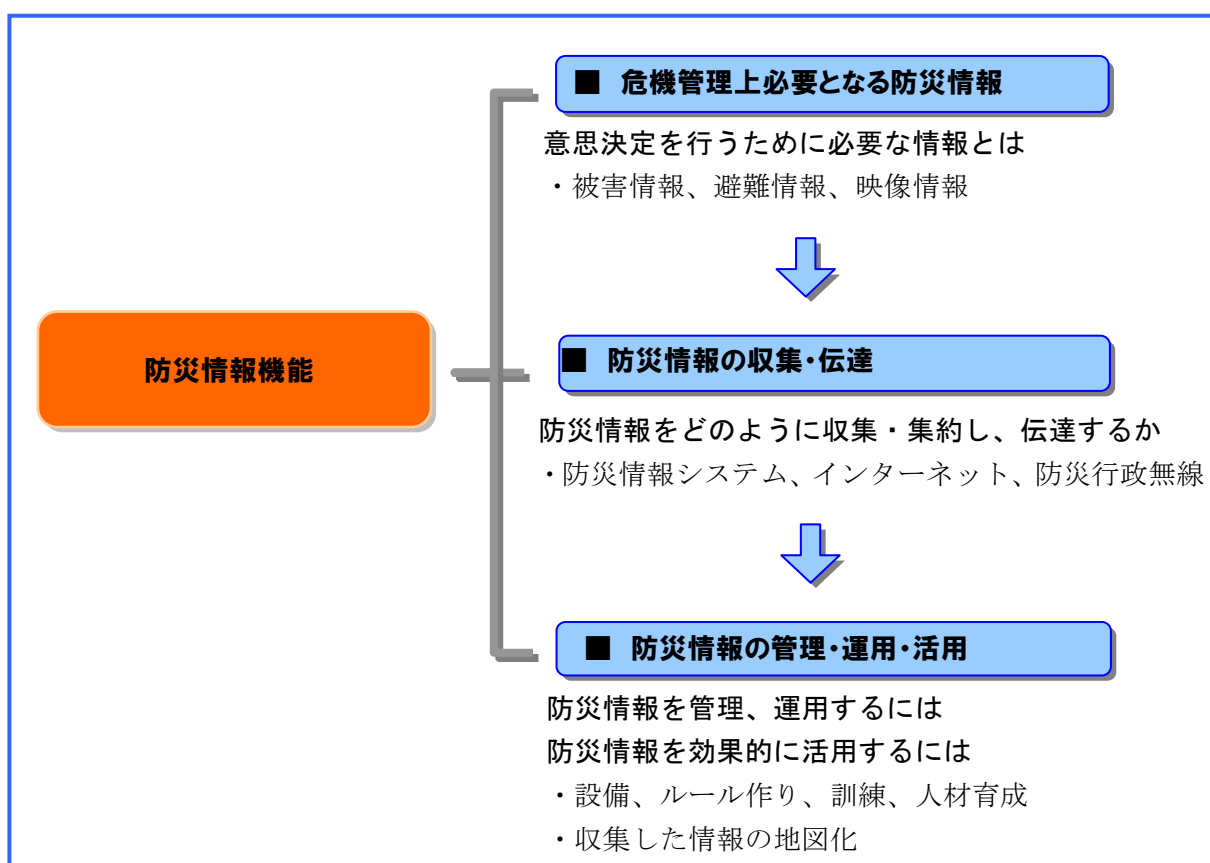
3. 防災情報機能について

3.1. 防災情報機能について

危機管理における防災情報は、平常時からの確に災害に備えるとともに、危機事案発生時に状況に即応した緊急対応や復旧・復興等を行う際も、危機管理の質を決める重要な要素です。危機事案発生時では、刻々と変化する状況の中で、様々な意思決定を行うために必要となる被害情報や避難情報、防災関係機関内の対応状況等の情報を迅速・的確に収集・伝達し、関係機関全体で情報共有して状況認識の統一を図り、危機管理を行っていくことが必要となります。

また、過去の地震や風水害などの危機事案発生時においては、防災情報収集伝達機能の設備的な損傷による機能の麻痺、運用体制の混乱などの課題が指摘されており、危機事案発生時に対しても耐久性があり、継続性を有する情報収集伝達機能が求められています。

以上を踏まえて、第3章では、「危機管理上必要となる防災情報」、「防災情報の収集・伝達」「防災情報の管理・運用・活用」の基本的な考え方を示します。



3. 防災情報機能について

3.2. 防災情報機能の基本的な考え方

3.2. 防災情報機能の基本的な考え方

「防災情報機能について」で示した「危機管理上必要となる防災情報」、「防災情報の収集・伝達」、「防災情報の管理・運用・活用」のそれぞれの基本的な考え方を以下に示します。

3.2.1. 危機管理上必要となる防災情報

防災情報は、危機管理の質を決める重要な要素です。危機管理では、平常時～緊急応急期～応急対応期～復旧・復興期と求められる業務は、遷移します。したがって、危機管理において、それぞれのフェーズ毎に求められる業務に必要な防災情報が必要となります。

また、危機管理を行う上で県と市町は、それぞれの役割に応じた業務を行い、警察や消防、自衛隊などから、必要な防災情報をそれぞれ収集します。

次に、危機管理における県と市町のそれぞれの役割と必要な防災情報を示します。

【県の役割と必要な防災情報】

県における防災情報は、広域の地域を概括的に把握することが必要となり、県は、各市町からの防災情報を的確かつ迅速に収集し、各市町と被害状況の認識の統一を図る必要があります。また、危機事案発生直後は、市町職員が現場対応に追われるため、即時に県へ被害情報の報告を行うことが困難であることが想定されます。そのため、危機事案発生直後においては、市町からの情報のほか、関係機関からの情報やヘリコプター等による映像情報、また、必要に応じて現地へ職員を派遣し、県自ら情報を収集する必要があります。

a)～e)に県の主な役割を示します。

a) 広域的な防災情報

危機事案発生直後においては、市町からの情報入手が困難であることから、地上交通路の被災の影響が少なく、広い範囲の状況を把握できるヘリコプター等による映像情報の収集を行い、広域的な被害状況の把握を行います。

b) 面的な情報への再構成

県は、市町から収集した様々な局所的・断片的な情報を集約・整理した上で、地図化や集計等を行い、面的な情報へ再構成することが求められ、再構成した面的な情報を、各市町や、関係機関と共有し、被害状況の認識の統一を図ります。また、これらの面的な情報により県の危機管理上の意思決定に活用します。

c) 市町活動に対する情報の支援

定点カメラ等による交通網状況の把握に努め、ヘリコプター等による映像情報によって孤立集落地等の把握を行い、市町の活動を支援します。

d) 国等関係機関からの情報入手と提供

国等関係機関から得られる危機事案に関する情報をいち早く入手するとともに、市町へ提供します。

3. 防災情報機能について
 3.2. 防災情報機能の基本的な考え方

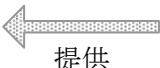

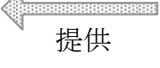

e) 人員・資源情報の管理

危機事案発生時における県職員の活動状況や、危機管理を行う上で必要となる資源の管理を行い、的確な危機管理を図るための人員配置や、資源の配布を行います。

【市町の役割と必要な防災情報】

市町においては、直接的な住民対応等を求められるとともに、被災状況等の状況を県に報告する義務があります。よって、市町は、被災地の状況についてより具体的な防災情報が必要となります。市町の被害情報は、災害対策本部等に参集する途上で職員が収集するものに加え、住民や企業、事業者や警察署等関係機関からの情報等の断片的・局所的な情報（点的な情報）が主なものとなっています。

県と市町の主な防災情報と入手方法

	市町	情報の流れ	県
主な情報	■局所的・断片的な情報 ・人的被害情報 ・建物被害情報 ・道路被害情報 ・各拠点施設、設備等被害情報 ・ライフライン等被害情報 ・孤立集落に関する情報 ・避難指示、避難勧告に関する情報 ・避難所情報 ・ライフライン復旧情報 ・備蓄物資等に関する情報	 提供	■広域的な情報 ※映像情報、緊急情報
		報告   提供	■面的な被害情報 ※局所的・断片的な被害情報から面的な情報への再構成
主な情報の入手方法	・住民からの通報 ・現地からの情報 ・警察署からの情報 ・事業者、企業からの情報 ・火災等 119 番通報からの情報 ・職員参集途上の情報	 提供	■各市町の活動情報と支援情報
		 提供	■国等関係機関からの情報 ・市町からの情報 ・国等関係機関からの情報 ・職員参集途上の情報 ・市町への派遣職員からの情報 ・現地からの情報

3. 防災情報機能について

3.2. 防災情報機能の基本的な考え方

3.2.2. 防災情報の収集・伝達

危機事案発生時は、防災情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、また関係機関と情報を共有することによって、危機事案の状況認識を統一し、危機管理を行うことが必要です。

これを具現化するツールとして、関係機関と情報共有が可能な防災情報システム、また、危機事案発生時でも庁内各部局および関係機関と情報の収集・伝達が可能な災害時情報通信手段の整備が求められています。

3.2.3. 防災情報の管理・運用・活用

過去の災害など様々な危機事案発生時では、設備的な損傷による機能の麻痺や運用体制の混乱などが生じ、防災情報を有効に活用できない場合が見られました。

よって、整備する防災情報機能は、危機事案発生時に対して耐久性があり、継続性を有する管理・運用体制を整備する必要があります。

以上を踏まえ、本県における防災情報機能の要件を以下に示します。



+ 防災情報機能の要件

- 危機事案発生時には、刻々と変化する状況の中で、危機管理を行うために必要な情報を収集することができること(情報収集)
- 危機対応の意思決定の支援を行うため、効率的な収集・伝達、市町や防災関係機関との情報共有ができること(情報共有)
- 危機事案発生時に対して耐久性、継続性を確保し、防災情報を最大限活用することができること(情報活用)

3. 防災情報機能について
3.3. 滋賀県の防災情報機能の現状

3.3. 滋賀県の防災情報機能の現状

(1) 防災情報システムの現状

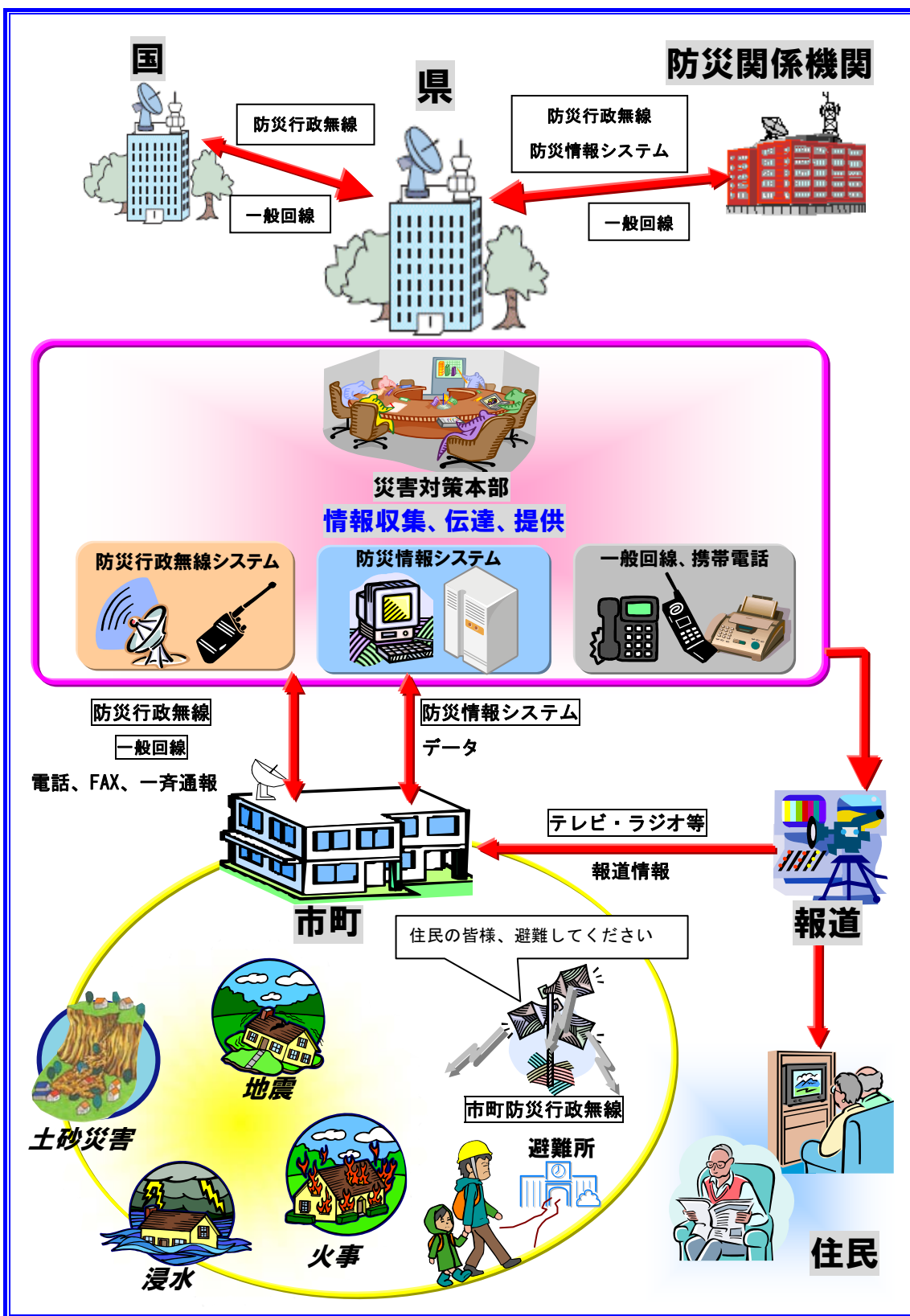
本県では、危機事案発生時における危機管理を行うため、被害情報等の迅速な収集・整理、防災関係機関との円滑な情報伝達の役割を担った防災情報システムを整備しています。また、防災情報システムは、システム全体として24時間連続稼働し、台風等の水害時や平常時で、平均稼働率99%以上かつ安定稼働する高信頼性および耐災害性の確保に十分配慮した機器等を選定しています。

その他にも、防災に関連する情報システムとして、道路関連部署とは雪情報システム、土木関連部署においては土木防災情報システム、医療機関とは広域災害・救急医療情報システムなどが整備されており、これらと連携を図り危機管理を行っています。

(2) 災害時情報通信手段（防災行政無線）の現状

本県では、災害時情報通信手段として、防災行政無線を整備しています。防災行政無線は、平成6年度から平成8年度にかけて更新整備されたもので、平成9年4月から運用を開始し、通信衛星を利用した衛星系回線と多重無線回線、電気通信事業者回線を利用した地上系回線で構成しています。現在は、整備後14年を経過していることから、設備の老朽化は進み、保守用部品の供給等が困難となること等によって、災害時の連絡通信体制の維持が困難となる可能性があります。

3. 防災情報機能について
 3.3. 滋賀県の防災情報機能の現状



防災情報機能の体系図

3. 防災情報機能について

3.4. 課題

3.4. 課題

次に、防災情報システムおよび災害時情報通信手段(防災行政無線)が果たす役割を整理し、防災情報機能の充実を図るための課題を抽出します。

3.4.1. 防災情報機能が果たす役割

県における防災情報システム、災害時情報通信手段(防災行政無線)が果たす役割を次に示します。

■防災情報システムが果たす役割

①防災情報の収集

- ・被害状況の広域的な情報を迅速に把握する。
- ・市町から収集した情報を的確に整理し、面的情報に再構成する。
- ・市町への派遣職員、参集途上の職員から情報収集する。

②効率化・高度化

- ・危機管理業務の効率化・高度化を図る。

③防災情報の共有、提供、支援

- ・市町、国等関係機関の情報を共有する。
- ・市町活動に対して、情報による支援を行う。
- ・被災者への支援(サービス)の向上を図る。

意思決定の支援
職員負担の軽減

■災害時情報通信手段が果たす役割

- ・危機事案発生時においても、有線回線の切断や、回線の輻輳等に耐え、必要な防災情報を通信する。
- ・国等関係機関が発する警報等(J-ALERT 等)を瞬時に受信する。
- ・危機事案発生時において、県内の各市町や地方局へ、一斉に通信する。

3.4.2. 課題の抽出

県における防災情報システム、災害時情報通信手段(防災行政無線)が果たす役割を踏まえ、現在の防災情報機能の充実を図り、迅速かつ効果的な危機管理を行うために、以下の項目を課題として抽出します。

課題 1-1: 貴重な現場情報となる映像情報の収集が不足している。

課題 1-2: GIS (地理情報システム) を搭載しているが、地図表示機能のみを利用しており、収集した情報を意思決定のために有用な、GIS 本来の機能が活用できていない。

課題 2-1: 市町職員は、現場対応にマンパワーを注力しなければならないため、県への迅速な報告(システムへの被害情報の入力)が困難である。

課題 2-2: システムのバックアップ機能がない。また、サーバ等機器の冗長がない。

課題 3 : 外部ネットワークからの情報収集を考慮したシステムでないため、携帯電話等からデータ送受信ができない。

課題 4 : 災害時情報通信手段(防災行政無線)の設備は、運用開始後 14 年を経過し、各機器が耐用年数を超過し、老朽化している。

課題 5 : 危機事案発生時に、職員が防災情報機能を円滑に運用する必要がある。

3. 防災情報機能について
3.5. 課題解決のための具体化

3.5. 課題解決のための具体化

防災情報機能は、費用対効果も考慮し、以下の機能やシステムネットワークによって構築します。

具体化 1: 迅速・的確な被害状況の把握の具体化

① 映像情報機能の活用

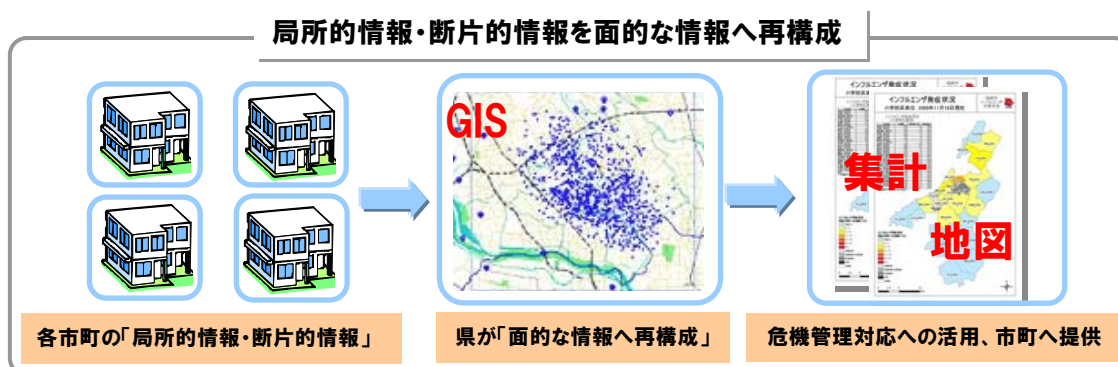
道路監視映像等の地域の重要拠点からの定点監視映像や、防災ヘリ等からの空撮映像を伝達する機能によって、迅速かつ的確な被害状況の把握に努めます。

② 地図作成機能の活用

被害報告された各種情報における住所情報から自動的に XY 座標を付与する仕組みや、危機管理の業務毎に情報を分類・処理し、市町から収集した情報を面的な情報、広域的な情報に再構成した地図を作成します。

③ 集計・分析機能の活用

様々な情報を再入力の手間なく一回の入力で集計できる仕組みや被害状況を分析できるような効率的な情報集約に努めます。



具体化 2: 危機事案発生下で情報共有、連携が可能な仕組みの具体化

① 関係機関との連携強化

県、市等関係機関が、各種防災情報を共有して円滑で効果的な危機管理を行うため、防災情報収集マニュアルを整備するとともに、県、市町、警察等関係機関と防災情報を共有するための機能を整備するなど、更なる連携の強化を目指します。

② 防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理

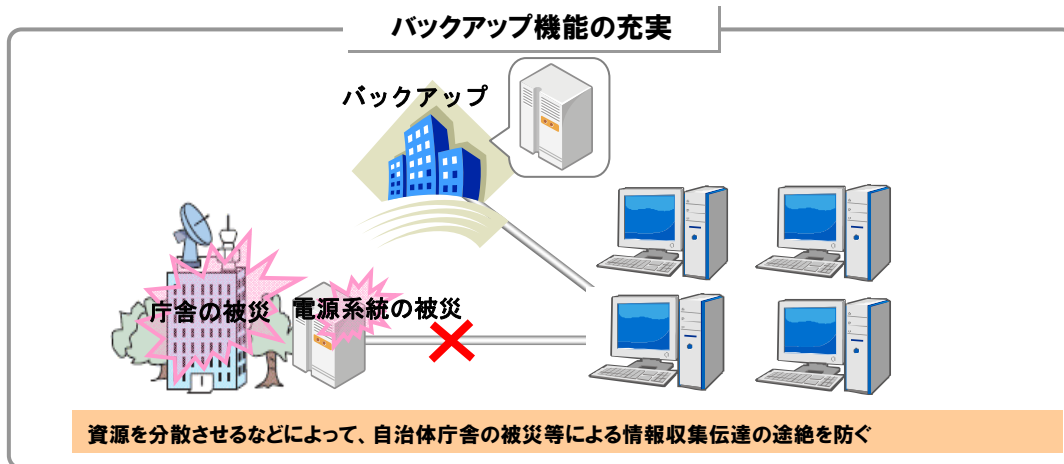
県、市町、防災関係機関はもとより、将来構想として、他県とのネットワーク接続が可能となるような広域情報基盤を使い、情報交換、情報の一元管理および共有化が図れるシステムの構築を目指します。

※クラウドコンピューティング等により広く情報を共有する一方で、情報の中には、保護すべき個人情報も多く含まれるため、防災情報の漏洩対策を万全に行うとともに、保護すべき情報については、必要最低限の機関でのみ閲覧可能とする仕組みを構築するなどの対策も必要となります。

3. 防災情報機能について
 3.5. 課題解決のための具体化

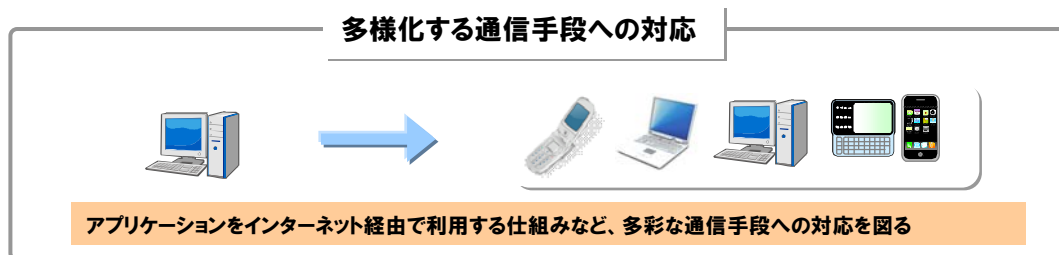
③バックアップ機能の充実

危機事案発生時での継続性を確保するため、例えばクラウドコンピューティング等によって、資源を分散させるなど自治体庁舎の被災や、サーバの損傷、電源系統の被災等による情報収集伝達の途絶を防ぐことを目指します。

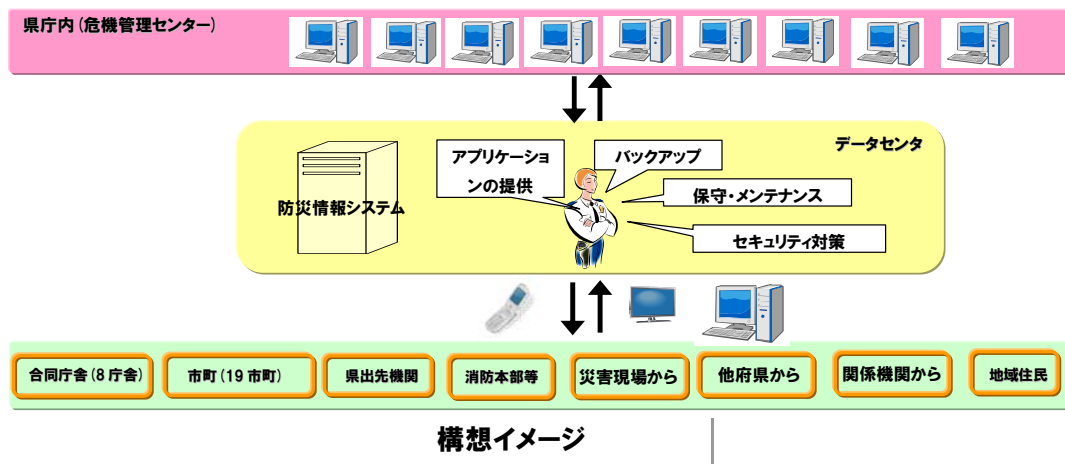


具体化 3: 多様化する通信手段への対応の具体化

多様化する情報通信手段からのアクセス環境を整備します。



具体化 1～具体化 3 を踏まえてクラウドコンピューティングを活用した防災情報システムの構築を図る

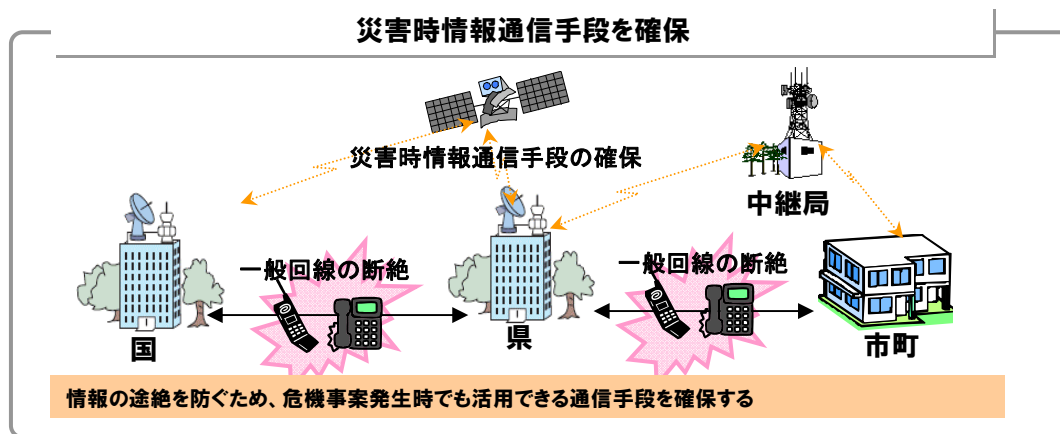


3. 防災情報機能について

3.5. 課題解決のための具体化

具体化 4: 災害時情報通信手段(防災行政無線)の確保

老朽化した防災行政無線機器の更新については、災害(地震や大雨)時における信頼性、回線の輻輳の少なさ、通話範囲、費用対効果等を踏まえ、衛星系無線や地上系無線(デジタル)を利用し、危機事案発生時でも活用できる情報通信手段を確保します。



具体化 5: 防災情報を活用するための人材育成等の具体化

現在行っているシステム操作に関して定例的なシステム操作訓練(機能訓練)に加えて、図上訓練、実技・実働訓練を行って、防災情報を有効に活用できる人材の育成に努めます。

また、構築した防災情報システムの機能を、危機対応時の業務のみならず平常時の業務においても、クラウドコンピューティングによって防災面における電子化の推進を図るなど市町が利用、共有できる仕組みを整え、県と市町等関係機関が連携し、防災情報を円滑に共有、活用できる研修を行うように努めます。

4. 研修・交流機能について

4.1. はじめに

4. 研修・交流機能について

4.1. はじめに

4.1.1. 危機管理センターに研修・交流機能を設置する目的

危機事案に立ち向かい、被害を最小限度にとどめるには、県などの行政機関の対応はもとより、県民自らが防災対策の主体であることを認識し、日ごろから災害について備え、暮らしの中の人との繋がりを活かして共に助け合い、適切な対応をとることが極めて重要であることが数々の大規模災害の教訓として伝えられています。

しかしながら、昨今の核家族化や少子高齢化、都市化といった社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティ機能が低下していることが課題として指摘されており、県には、自助や共助につながる地域防災力を高めるための研修や交流の場の提供も求められています。

このようなことから、平常時における危機管理センターにおいて、防災・減災対策に留まらず、国民保護、インフルエンザ対策などの県が取り組んでいる危機事案全般に対する行政の危機対応力はもとより、地域住民・コミュニティの対応力を高める機能を備えるとともに、生活全体の中に浸透し、生活に根ざした防災、いわば生活をまるごと防災として捉える生活防災の考えを広く浸透させる機能を備えることとします。

地域の危機対応力を高める役割は、第一義的には住民に近い市町が担うものです。一方、県は、二以上の市町域にわたる危機事案や一の市町だけでは対応できない規模の危機事案への高度な技術、専門性を要する対応、危機対応力を県域で高めていくため、広域を対象とした取組や、先導的な取組を担います。

こうしたことから危機管理センターにおいては、自助・共助による危機対応力が各地に広がる効果的な研修・交流事業を行うことを目的とします。

4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

4.2. 基本的な考え方

ここでは、危機事案への対処に関する課題とそれを解決するための方向性に触れます。また、この方向性を踏まえたテーマを設定し、このテーマを実現するための視点を示し、危機管理センターにおける研修・交流機能の役割を示します。

4.2.1. 危機事案への対処に関する課題

危機事案から人々の生命、身体、財産を守ることは行政の果たすべき使命です。

その一方で、大規模な危機事案においては行政だけで対応できるものではなく、東日本大震災やその他の大規模な災害から自らの命は自らが守る「自助」、地域の安全は地域で守る「共助」がいかに重要であるかを私たちは教訓として得ています。「自助」「共助」の主役となるのは県民自身であり、地域コミュニティです。

被害を最小限に抑えるには、自助・共助・公助のそれぞれがしっかり機能し、協働してこそ危機対応力が十分に発揮されるものですが、現状では、次のような課題があります。

(1) 地域コミュニティ

a) 自治会・町内会だけでは求められる活動が担いにくくなっている

内閣府の「国民生活選好度調査」(2003年)では、自治会・町内会が災害時に実際に役に立っていると考える人が多く、防犯や防災に向けた取組を必要と感じる人が最も多いという結果となっている一方で、都市部のアパート・マンションが増加している転出入の多い地域では、自治会加入率が低下する傾向にあたり、市街地周辺部の住宅地でも構成員の高齢化により自治会活動の担い手が極端に減少し、活動できなくなっているなど、地域的に課題が偏在しています。

また、地域における被雇用者数の割合が高く推移していることや女性の就業率が向上していることなどから、平日・昼間に地域にいない人の割合が高まっています。このことは消防団や自主防災組織の被雇用者の占める割合の増加にも表れており、かつ消防団員の平均年齢の上昇により、消防団や自主防災組織の平日・昼間の対応力が低下しています。

地域コミュニティにとって災害は普遍的な活動テーマであり、何かしなければならぬという意識を持つ地域コミュニティは多くありますが、地域活動の低下や知識不足等によって、なかなか活動につながっていません。

地域コミュニティの定義

「コミュニティ」を「生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性および仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)」を指すものとして用い、この中で共通の生活地域(通学地域、勤務地域を含む)の集団によるコミュニティを「地域コミュニティ」と呼びます。

(参考:「地域減災しくみづくり検討会 報告書(平成23年2月)」)

(2) 非地縁型市民団体

a) 災害に関する活動を目的とした非地縁型市民団体が少ない

NPO等はそれぞれ社会のニーズに応える専門性の高い活動を展開しており、こうした

4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

専門性を活かした連携が期待できる存在ですが、NPOのうち特定非営利活動法人の定款に記載された活動分野は、内閣府の平成22年9月30日現在の集計では、災害救援活動が6.4%を占めているのに対し、滋賀県の平成22年12月31日現在の集計では2.3%です。

(3) 行政

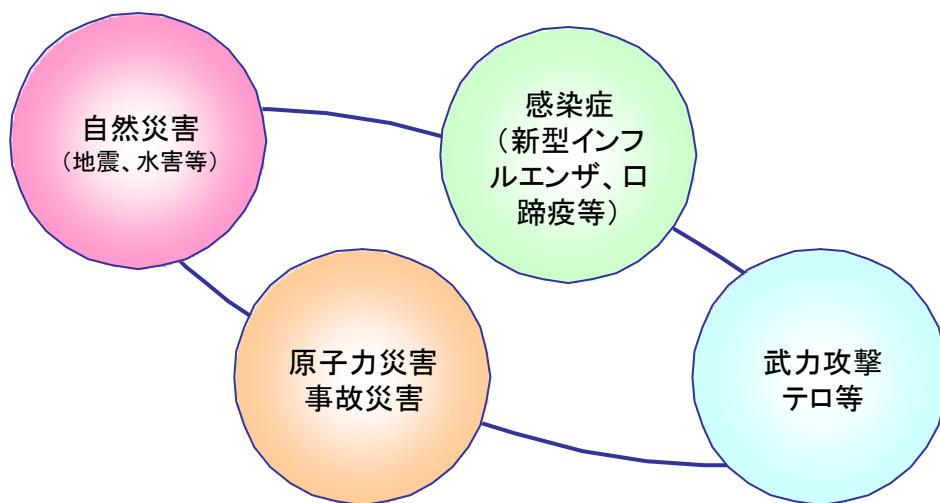
a) 危機事案の多様化

県では地震や水害等の自然災害以外にも、原子力災害や事故災害、新型インフルエンザや口蹄疫等の感染症、武力攻撃やテロ等、対応すべき危機事案が多様化しています。さらに、その内容は、複雑化・高度化しています。

b) 関係機関との連携

危機事案に備えて、県では地域防災計画や国民保護計画を策定しています。計画において、県は国や市町、警察、消防など様々な公的機関、災害時応援協定を締結している民間団体と協働・連携して対応に当たることになっています。

これらの関係機関とは総合防災訓練等を行っていますが、必ずしも日頃から緊密な連携体制が取れているとは言えない現状があります。



4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

4.2.2. 課題解決の方向性

ここでは、4.2.1. で示した課題を解決するための方向性を示します。

(1) 地域コミュニティ

a) 地域の構成員等が連携・協働すること

地域では、住民、自治会・町内会、自主防災組織、小地域福祉活動団体、学校、企業・団体、消防団、NPO、ボランティアなどの多様な主体が活動しています。地域コミュニティが抱える課題を解決するためには、連携・協働の意義をしっかりと認識した上で、それら地域の構成員が自助、共助において果たすべき役割を意識し、連携・協働することが必要です。

また、地域コミュニティだけではカバーできない課題への対応については、広域でのつながりが必要です。

b) 地域のリーダー層の対応力の向上

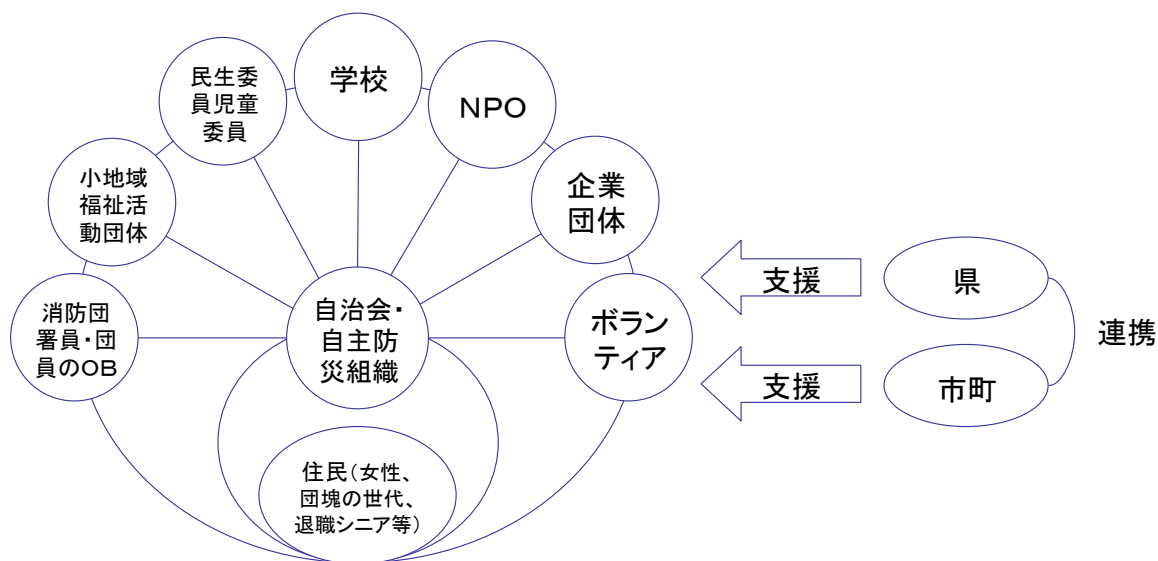
地域のリーダー層は、地域コミュニティにおける行動の核となるため、危機事案に対する対応力を向上させる必要があります。また、自ら地域の問題点を見つけ出し、地域コミュニティと一緒に問題解決を行っていく必要があります。

c) 県民一人ひとりの防災意識の向上

地域のことは地域で守る「共助」は、「自助」がしっかり機能してこそ、より効果が現れるものです。

個人の備えは大変重要であるにもかかわらず、危機事案発生時にどのような被害が生じるかといった危機事案の仕組みや怖さを知識として有していても、例えば自分が地震に遭うと感じている人が少ないなど自己の問題として捉える意識が低く、なかなか行動、実践につながっていかないという状況が見られます。

こうしたことから、自助をしっかりと浸透させる必要があります。



4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

連携・協働の意義

①災害を「我が事」と思う「輪が広がる」こと

地域の構成員が連携・協働することで、活動を知り、災害を「我が事」として捉え、活動に関わる人や組織の輪が広がっていく。その輪が広がることで活動の更なる発展が期待できます。

②減災・防災に関する地域の「知恵が伝わる」こと

地域の構成員が連携・協働することで、それぞれの持つ知識や技術、情報などの「知恵」が伝わり、これを生かした深みや広がりのある活動が期待できます。

③地域の構成員の持つそれぞれの減災・防災に関する「強みが活かせる」こと

減災・防災活動に取り組む主体にはそれぞれの持ち味があります。これらの主体が連携・協働することは、「知恵が伝わる」と同時にそれぞれの持つ「強みを活かせる」ことでもあります。

(参考：「地域減災しくみづくり検討会 報告書（平成23年2月）」)

(2) 非地縁型市民団体

a) 非地縁型市民団体の活性化による地域の減災・防災力向上促進

NPO等が地域で行う防災教育や地域と連携した活動等は、その持つ専門的な知識やノウハウが伝わることで地域の減災・防災力の向上に寄与することから、非地縁型市民団体が活性化することにより、危機事案への対応を視野に入れたNPOの数が増え、危機事案に対する活動が活発になることが期待されます。

(3) 行政

a) 職員一人ひとりの対応力の向上

多様化する危機事案に対して、迅速・的確な対応をする必要があるため、行政職員一人ひとりの対応力を向上させることが必要です。

b) 日頃から危機対応時の連携を強化すること

いざという時の迅速な対応を可能にするためには、平常時から国や県、市町、警察、消防など様々な公的機関や、民間団体と連携を強化しておくことが重要です。そのためには、総合防災訓練等の他にも、交流する機会を持つ必要があります。

4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

4.2.3. テーマ

ここでは、これまでに示したいくつかの課題を解決するための方向性を踏まえた上で、この危機管理センターの研修・交流機能におけるテーマを示します。

(1) 生活防災の拠点づくり

いつ発生するかわからない危機事案に対して、常に高い意識を持ち続けることは簡単なことではありません。また、危機事案発生時には普段行っていることも普段どおりに行うことが難しく、ましてや普段全く行っていない危機対応をいきなり行うことは大変困難です。

このため、一人ひとりが、普段から、減災・防災活動に取り組むことが重要ですが、一方で、専門的な知識やノウハウの取得、一方的な知識の伝達のみでは、活動が身に付くものではなく、ともすれば「他のことで精一杯で防災まで手が回らない」といった、減災・防災活動に対する消極的な意識を生むことにもなります。

地域における減災・防災という社会的活動を息の長いものとするためには、「先人が、土手に桜を植えた。春に桜の花が咲くと大勢の人がその土手に集い、花見を楽しむ。そのことで、冬の間には霜柱でゆるんだ土手が見事に踏み固められ、梅雨の出水期に備えることができる。」、これは「土手の花見」と言われる防災を意識させないで土手を強化する先人の知恵ですが、このように防災を生活の中の様々な活動から取り分けるのではなく、防災をそれらの中に溶け込ませる必要があることを示唆しています。

防災は、人々の生活における重要な要素・側面ではありますが、あくまで、多くの要素・側面の1つに過ぎません。経済（家計）、教育（子育て）、環境（ゴミ出し）、福祉（介護）、娯楽（花見）といった種々の要素・側面とともに生活まるごとの中に混じって一体となっています。

そのため、普段の生活と防災対策を切り離さないで、減災・防災を意識させないまま減災・防災に誘う「生活防災」が重要となります。

例えば、部屋に余計な調度品、装飾品を置かないことは、頭上に落下するもの、蹴つまずくものを減らし、家屋内の安全に役立ちます。また、普段から1週間分の買い置きをして、先入れ先出しで補充と使用を繰り返し、常に1週間分の食材を手元に置いておくことは、普段使いのアイテムで非常時を乗り切ろうとする点で、生活防災のよき範例となっています。

生活防災の主人公は、普段の生活を知る住民一人ひとりであり、普段の行政に携わる自治体職員です。こうした人々が自らの創意工夫を活かすことができ、かつ、日常的にもその成果を感じながら進めることができる点で、やりがい満ちている活動と言えます。

災害は、台風や豪雨、地震などの現象が、低地の居住地や築年数が相当経過した住宅などの社会の脆弱な部分を襲うことにより生じるものであり、極めて社会的な現象です。今回の東日本大震災において、かつて津波が襲った沿岸部の地域に所在する集落が甚大な被害を受けたことを見れば、その意味を容易に理解することができます。

このことは、一方で、自然現象をはじめとするハザードを抑えることができなくても、

4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

脆弱性を知り対応することにより被害の軽減に繋がることを示しています。一人ひとりが、例えば海拔の低い住宅地において最適な避難経路を見つけるなど、ローカルな知恵を活かし、災害に弱い部分を知り、何をしたらいいかを考え行動することにより、被害の最小化を図ることができると同時に、一旦被害を受けても、立ち直りを早くする力、しなやかに元に戻る力（レジリエンス）を高めることにつながります。

こういった対応はハザードに対する個別の脆弱性を知ることが前提であることから、個々人の意識が重要であり、また、地域の特性を踏まえたものであり、まさに「生活防災」に立った考え方や行動が重要となります。

先人たちは、日本の風土・文化の中で、例えば、集落に網目のようにめぐらされた水路は、生活用水であるとともに冬の排雪の大切な場所であるといったように、知恵を合わせて自然な形で防災の工夫を生活に取り入れてきました。祭りや年中行事等の生活に根付いた普段の地域活動が活発なところは地域の防災力が高いといったことも確認されています。また、遠い昔に起こった災害やこれへの対処が伝承や物語という形で後世に伝えられている例も見られます。

このような意味からも、「生活防災」を広く県域に浸透させていくことは意義が大きく、危機管理センターが「コミュニティの重要性」「助け合いの必要性」「普段の意識、準備の大切さ」といった生活全体の中に浸透し、生活に根ざした防災の拠点となることを目指します。

テーマ①：生活者の視点に立った「生活防災の拠点づくり」

生活防災の考え方を県全域に広めるための拠点を危機管理センターとする一方、生活防災の考え方を広く地域に伝えられるように仕組んでいくことが有効だと考えます。

こうしたことから、生活防災の拠点として2つの形を想定します。

4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

○ 結束型（危機管理センターにおける、つながりの場）

県内外から収集・蓄積した生活防災等に関する知識や情報の整理・分析を行い、提供する場であるとともに、研修や交流を通じて危機事案に関わる人々が集い、交流できる場とし、個人や地域の危機対応力を高めます。

- ・ 「生活防災」の考え方の活用
- ・ 減災の取組事例の紹介
- ・ 地域コミュニティの強化（自主防災組織等への研修）

○ はしかけ型（危機管理センターから県内に広がる研修・交流の輪

（地域における「生活防災の拠点」）づくり

危機対応に関わる様々な主体とともに、減災・防災活動とのかかわりを考え、利用者自らが提案や行動を起こす場として存在し、ここでの研修・交流活動が、センター内にとどまらず県内へ広がることで、県域全体の危機対応力を高めます。

- ・ 研修・交流を通じた、地域での自主的な活動支援
（例：災害に対する様々なイメージづくりに効果のある「手づくりかまどベンチ」を活用した活動を支援）

生活防災の拠点として研修・交流事業に取り組む上で考慮する主なポイント

生活防災を実践するために、次のポイントを踏まえた取組を構築していきます。

- (1) 災害を「我が事」とすること
 - ① 災害をリアルに実感できること
 - ② 災害への備えを具体的にイメージできること
 - ③ 発災から復興までの時間の長さとお変さをイメージできること
- (2) 減災の「コモンズ（みんなで共有するもの）」を形成すること
- (3) 平日・昼間の減災・防災力を高めること
- (4) 地域の構成員の資源、知恵を活かすこと
- (5) 連携・協働の地域的広がりにつながること

（参考：「地域減災しくみづくり検討会 報告書（平成23年2月）」）

※ 危機管理センターでは、こうした視点に立った研修・交流事業を進めますが、もとより行政をはじめとした防災に携わる人たちの危機対応力を高めることを目的とした研修・交流事業も実施していきます。

(2) 顔の見える関係づくり

地域では、住民、自治会・町内会、自主防災組織、小地域福祉活動団体、学校、企業・団体、消防団、NPO、ボランティアなどの多様な主体が活動しています。行政も含めたこれらの様々な主体が「顔の見える関係」をつくっておくことで、いざという時の対応の基

4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

盤となるため、多様な主体同士の「顔の見える関係づくり」ができる交流の場となることを目指すものとします。

テーマ②：多様な主体同士の「顔の見える関係づくり」

- 交流スペース等の場の提供
- 交流機会の提供
- ホームページ等を活用した情報発信
- リスク・コミュニケーションの場の提供

リスク・コミュニケーションについて

リスク・コミュニケーションとは、危機対応に関する「個人、機関、集団間での情報や意見の交換過程」と言われています。

このことは、県民、事業者、行政担当者などの間で、危機に関する情報や意見をお互いに交換し、自分たちには何が最適な行動かを主体的に考える中で、相互の総意によってリスクの軽減につなげる考え方・取組のことです。

(参考：米国研究評議会 (National Research Council, 1989) 等)

4.2.4. 方策を考える視点

県には、県域全体を先導すること、県域全体に政策の効果が及ぶことを目的として取り組む事業等を行う役割があります。

このことを踏まえた上で、4.2.3 で示した、研修・交流機能におけるテーマを実現するための視点を示します。

(1) 対象者

危機事案発生時における、滋賀県全体での効果的な連携を実現するために、次の者を対象とします。

- ・行政（県職員、市町職員）
- ・社会福祉協議会（県、市町）
- ・地域コミュニティのリーダー層（自主防災組織、消防団）
- ・事業者、市民団体

また、生活防災という新たな視点による取組を県内に広げ、県域全体の「自助」力を高めるために、次の者を対象とします。

- ・県民
- ・教員

(2) プラットフォームについて

プラットフォームとは「土台」や「基盤」という概念を表す言葉であり、ここでは「組織・枠組み・制度・場」などの意味で使用します。

県内には公民協働による地域福祉推進の事務局的役割を担う県域の組織である滋賀県

4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

社会福祉協議会や、県内の市民活動の支援を行っている淡海ネットワークセンターなど、様々な分野において県内の取組を活性化するためのプラットフォームがあります。

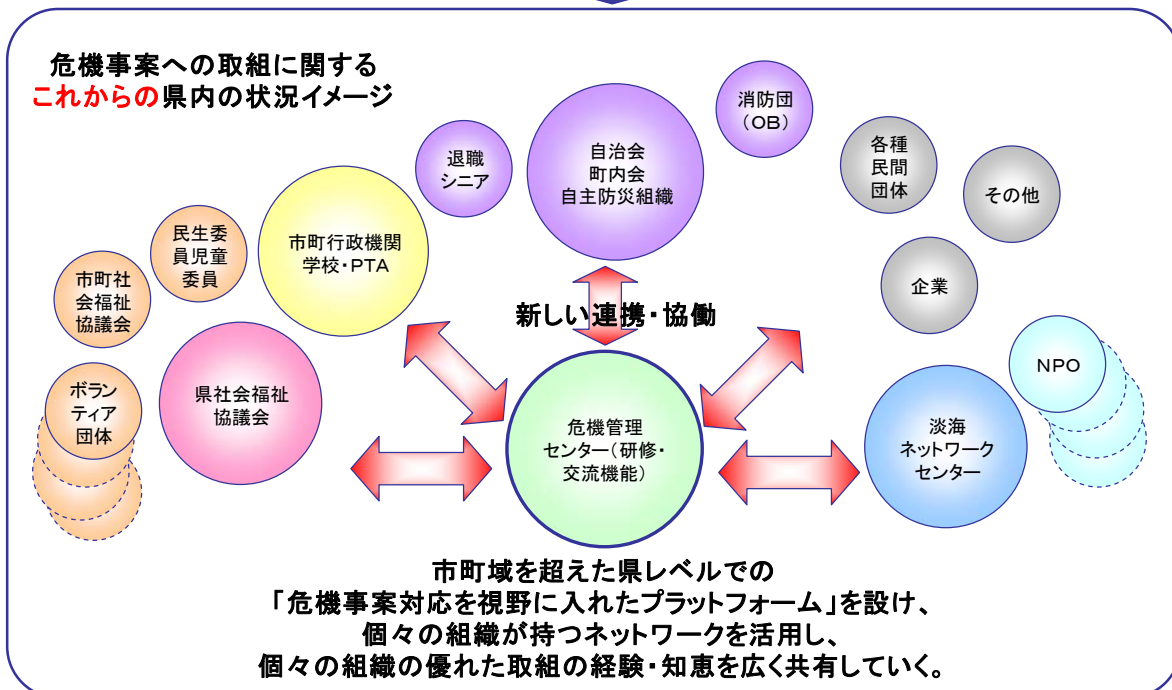
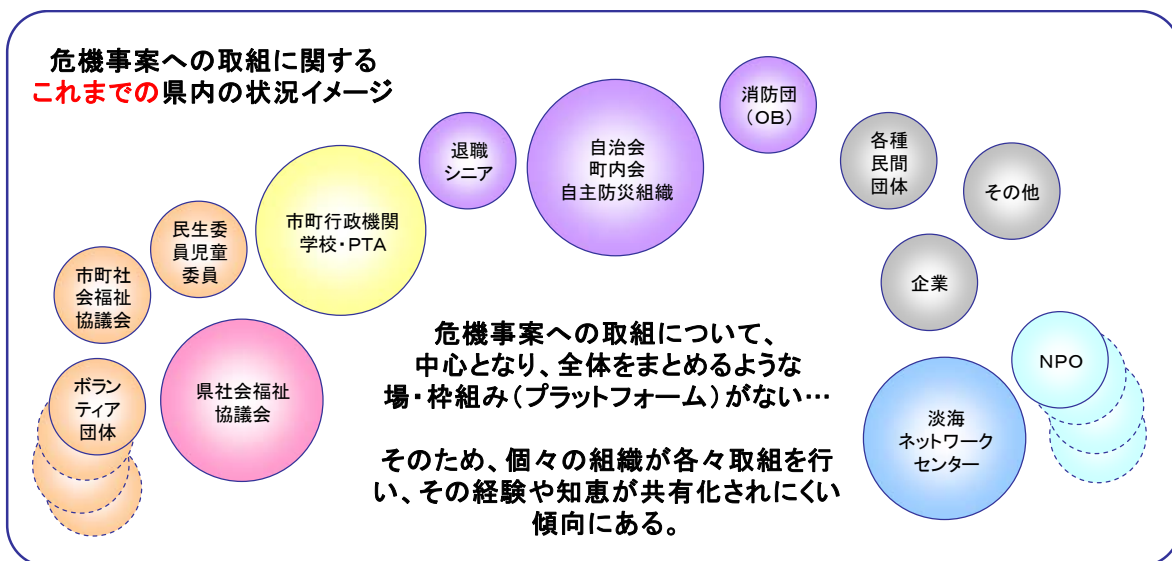
しかし、県域での危機事案への取組に関しては、中心となって全体をまとめるプラットフォームがないため、先進的な地域の取組が共有化されず、広く県内で有効活用されているとは言えません。

県は研修・交流機能を、市町域を超えた県域での「危機事案への対応を視野に入れたプラットフォーム」とすることで、ここに来れば県内外の危機事案への取組の様々な情報を入手できることとし、災害対策本部機能と合わせて、安全・安心のメッカとなることを目指します。

また、県は「自助」「共助」「公助」の対応力を向上するための研修・交流プログラムを提供すると共に、減災・防災に関わるボランティアやNPO等は、危機対応に関する知識やノウハウを伝え、県民の危機対応力を高めたり、危機事案発生後に、被災地において、被災者の救援活動や被災地の復旧を支援する活動を行うことのできる重要な存在であるという認識にたって、「滋賀県災害ボランティア活動連絡会」（関係団体（滋賀県社会福祉協議会や淡海ネットワークセンター等）と県（防災危機管理局、県民活動生活課、健康福祉政策課）で構成）のネットワークも活かし、研修・交流プログラムの実効性を高めていけるように検討を進めていきます。

4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方



4. 研修・交流機能について

4.2. 基本的な考え方

4.2.5. 危機管理センターにおける研修・交流機能の提示

テーマを実現するための視点を踏まえた上で、この危機管理センターが必要とする機能を示します。

(1) 調査・研究開発機能

先進事例や最新の文献等を調査・分析し、研修機能、交流機能、展示機能のプログラムを実践的なものにするのを企画立案する機能です。

(2) 研修機能

主に次の2点に関する研修を行います。

- ① 滋賀県全体（県、市町、その他機関等）で、効果的な連携を実現するための災害対応力を養う研修
- ② 県内の生活防災力を高めるための研修

(3) 交流機能

危機事案に関する情報を交換しあい、顔の見える関係づくりができる場を設けます。

(4) 展示機能

生活防災とは、どのような考え方なのかをイメージできる展示を中心に行います。

4. 研修・交流機能について

4.3. 各機能の事業内容

4.3. 各機能の事業内容

4.2.5. 危機管理センターにおける研修・交流機能の役割で示した各機能の具体化に向けて検討します。

4.3.1. 調査・研究開発機能

(1) 危機対応力を高める

滋賀県で、発生が危惧される様々な種類の危機事案の性質を知った上で、全国における危機事案への取組事例、内閣府（防災担当）が作成した「防災に関する標準テキスト」や「IS022320（社会セキュリティー危機管理－危機対応に関する要求事項（仮訳）」等を調査・研究し、どのような予防や危機対応が必要となるのかを知り、滋賀県全体（県、市町、その他機関・団体）で効果的な連携を実現するためのプログラムを研究・開発します。

(2) 生活防災という新たな視点による取組を県内に広げる

被災経験者の知恵を活かした生活防災の取組事例や、例えば、製作の過程を通して人々のつながりを強め、災害時を想像させる機会をつくり、訓練の場となるなど、様々な副次的効果を含んでおり、滋賀発のオリジナルな取組として、県内外で製作の輪が広がりを見せ始めている「かまどベンチ」の製作研修を通して、「生きる力を伸ばす研修」、「初動期に限らずその後のフェーズも見据えた研修」、自然災害や原子力災害等、様々な危機事案を“正しく恐れ”、“正しく理解”できるよう「リスク・コミュニケーションの研修」プログラムを研究・開発します。

4.3.2. 研修機能

(1) 危機対応力を高める

滋賀県で、発生が危惧される様々な種類の危機事案の性質を知った上で、どのような予防や危機対応が必要となるのかを知り、効果的な連携を実現するためのプログラムを提供し、県、市町、その他機関・団体等の危機対応力を高める研修を行います。

庁内はもとより他団体が実施している、危機対応に関する様々な研修の実施場所としての活用も検討します。

研修の場で、危機事案に関する情報を交換しあったりすることで、顔の見える関係づくりにも寄与します。

(2) 生活防災という新たな視点による取組を県内に広げる

「自助」「共助」の主役は県民であるという認識に立ち、自分たちの生活の中で、危機対応力を高めるためには、どのようにすればよいかという観点から、例えば、地域の防災意識を高め、絆を強める「手作りかまどベンチ」を活用した研修を行います。

4. 研修・交流機能について

4.3. 各機能の事業内容

かまどベンチづくりの効果・可能性

かまどベンチとは、普段はベンチとして使い、災害時には炊き出し用のかまどとして使うことができるものです。

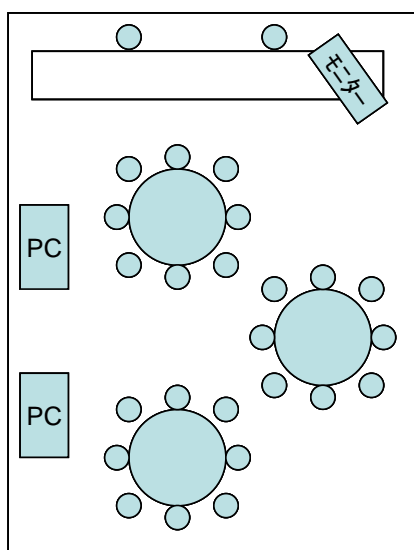
かまどベンチづくりはただ単に災害時に役立つハードを作るというものではありません。その製作の過程を通して人々のつながりを強め、災害時を想像させる機会をつくり、訓練の場となるなど、様々な副次的な効果を発揮し、減災・防災の担い手が広がっていく力を持つ方策です。

関わった人たちが一緒になって作り上げることで、かまどベンチが減災・防災活動と連携・協働の象徴的な「コモンズ」となり、これを核に平常時の様々な減災・防災活動を組み込むことができる可能性を持っています。かまどベンチづくりは、「ものづくりであって、まさに人づくりであって、それがまちづくりにつながる」取組と言えます。

(参考：「地域減災しくみづくり検討会 報告書（平成23年2月）」)

4.3.3. 交流機能

危機事案への対応に関心のある団体・個人が出会い、対面し、打合せや交流ができる場として、危機事案への対応に関する書籍等を設置するなど情報の提供を行い、こうした人々が活動を共にできるスペースを提供します。



交流スペースのイメージ例

4.3.4. 展示機能

生活防災力の向上に役立つ方策の一例として「手作りかまどベンチ」が効果的であることを紹介する展示や、危機管理センターの建物外に設置する「防災井戸」に関する紹介パネルの展示を行います。

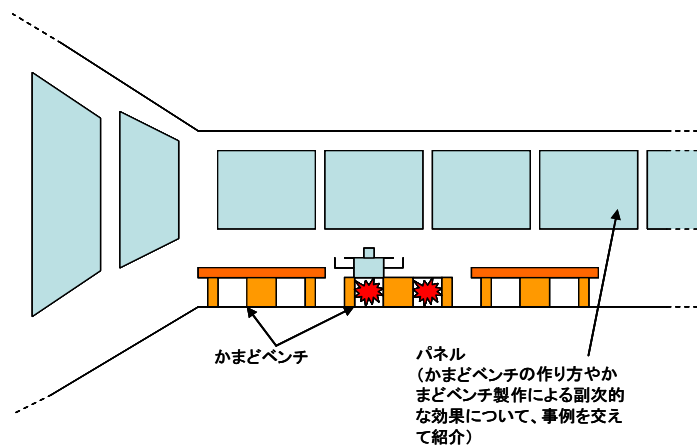
また、時節に応じた情報を交えた生活防災に役立つ情報を中心に展示を行うことで、危機事案に対する意識の高揚を行います。

4. 研修・交流機能について

4.3. 各機能の事業内容

例) 【手作りかまどベンチコーナー】

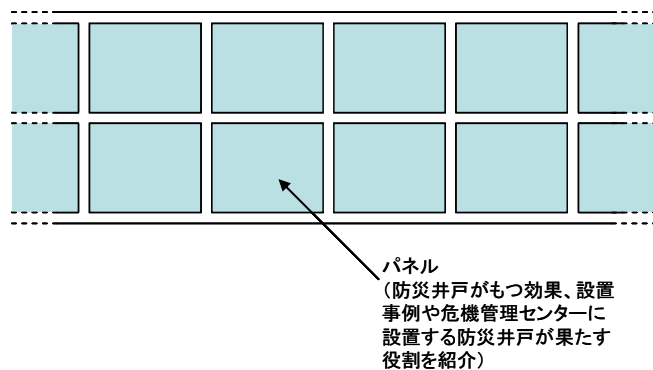
- ・手作りかまどベンチの展示
- ・手作りかまどベンチの作り方のパネル展示
- ・手作りかまどベンチの製作が生み出す副次的効果の紹介（事例を含む）パネル展示等



展示イメージ例

例) 【防災井戸コーナー】

- ・防災井戸がもつ効果の紹介パネル展示
- ・防災井戸が設置されている事例の紹介パネル展示
- ・危機管理センターに設置する防災井戸が果たす役割の紹介パネル展示等



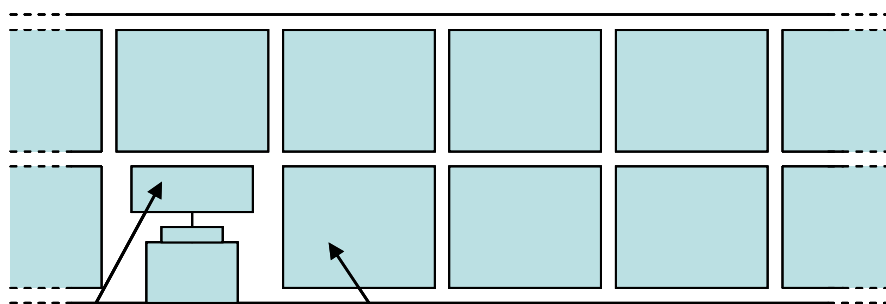
展示イメージ例

4. 研修・交流機能について

4.3. 各機能の事業内容

例) 【生活防災お役立ち情報コーナー】

- ・危機管理センターが「生活防災の拠点」として担う役割を紹介するパネル展示
- ・生活防災の考え方を紹介するパネル展示
- ・生活防災の実践事例を紹介するパネル展示
- ・原子力災害に関する基礎知識を紹介するパネル展示
- ・「水害情報発信－水害の記録と記憶－」に収められている情報を紹介するパネル展示
「滋賀県水害履歴」
「先人たちの知恵～水害の伝承・言い伝えを防災力に。～」
「滋賀県の水害写真集～水害の写真から地域の水害を学ぼう。～」
- ・「しがの流域治水」を紹介するパネル展示
- ・滋賀県内外における過去の地震（姉川地震等）被害等を紹介するパネル展示
- ・滋賀県内で想定されている地震を紹介するパネル展示
- ・地震が発生した時にとるべき行動を紹介するパネル展示
- ・家も家具も「倒れない」が重要であることを紹介するパネル展示
- ・地震の二次被害に備えるためのパネル展示
- ・応急手当方法を紹介するパネル展示
- ・非常持出品や備蓄品が重要であることを紹介するパネル展示
- ・避難後の避難生活に関するイメージ喚起ができるパネル展示
- ・自主防災組織を紹介する（先進事例を含む）パネル展示
- ・「できることから地震対策！！」を紹介するパネル展示
- ・国民保護事案に関するパネル展示
- ・「しらがメール」を紹介するパネル展示
- ・「くらし safety」を紹介するパネル展示や放送内容の紹介等



モニター
(「くらしsafety」等の映像情
報を流す。)

パネル

(生活防災の実践事例、「水害情報発信－
水害の記録と記憶－」、「しがの流域治水」、
滋賀県内外における過去の地震被害等、
「できることから地震対策！！」、原子力災
害に関する基礎知識等を紹介)

展示イメージ例

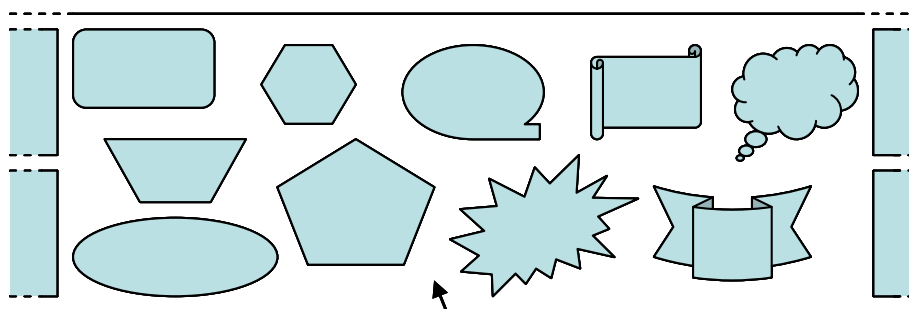
4. 研修・交流機能について

4.4. 各機能の実施スペース

例) 【みんなが作る展示コーナー】

県内で行われている減災・防災に関する活動状況等について、各団体等が作成されたポスター等の展示により自らの活動を他団体等へ発信していただくことで、今後の活動の糧にいただいたり、他団体等の活動に活かしていただくために、参加型展示コーナーを設けます。

- ・〇〇地区 防災運動会について
- ・〇〇地区 避難所設置開設訓練について
- ・〇〇学区 自主防災訓練について
- ・〇〇消防団 〇〇の活躍について
- ・〇〇会社 防災フェスタについて
- ・NPO「〇〇」 避難所体験訓練について
- ・〇〇学校 防災教育について
- ・〇〇PTA 防災体験について



(各団体等が自分たちの減災・防災活動の情報を発信するために、自分たちで作られた展示物の照会)

展示イメージ例

4.4. 各機能の実施スペース

災害対策本部機能に必要な諸室が全て稼動する規模の危機事案が発生する頻度は必ずしも高いとは言えません。

そのため、平常時において、危機管理センターを有効に利用するために、危機対応時に、主に関係機関の執務室として想定している災害対策室を、研修機能の実施スペースとします。災害対策室は、可動間仕切りにより、部屋の大きさを拡大・縮小できるため、受講者の人数に応じて、利用する広さを調整します。危機対応に関係する研修を危機管理センター内で行うことで、滋賀県における危機対応のシンボルとしての危機管理センターを目指します。

4. 研修・交流機能について

4.5. 推進体制のあり方

交流機能の実施スペースについては、危機事案発生時に県災害ボランティアセンターが設置されることを想定している災害対策室を利用することとします。平常時における利用者の中には、危機事案発生時に県災害ボランティアセンターや市町災害ボランティアセンターで役割を担う個人や団体が想定されます。こうした団体等の日頃からのネットワークづくりのためにも有効な場となりえます。

また、生活防災の拠点として、生活防災という新たな視点を広く県民に広める役割を果たすために、まずは危機管理センターを訪れる人の目につくエントランスホールに展示機能を備えます。

4.5. 推進体制のあり方

事業内容を有効なものとし、継続して質の高いプログラムを提供するためには、研修機能、交流機能および展示機能の企画立案を行う調査・研究開発機能が非常に重要となります。

調査・研究開発機能は、県民など対象者に高い関心を持ってもらえるプログラムや仕組みを企画する必要があるため、先進事例や最新の文献等を長期的かつ総合的視野で調査・分析を行い、これまで県が提供してきた研修プログラムをアレンジしたり、新たなプログラムを開発するなど効果的なプログラムを提供し、研修・交流・展示をコーディネートできる人材が担うことが望ましく、どのような推進体制が効果的であるか検討していきます。

4.6. さらなる発展を目指して

研修・交流機能のさらなる発展を目指して、県民の方々とともに「生活防災」の取組を広げていけるような仕組みづくりを検討することも重要であると考えています。

以下に参考例を示します。

4.6.1. 防災はしかけ制度（仮称）

防災はしかけ制度（仮称）は、琵琶湖博物館の「はしかけ制度」を参考にしたもので、「生活防災」の考えに共感し、共に活動を進めていこうとする方々を募り、県内外の活動に関する情報提供や活動支援を行います。

この制度により、県全域における危機対応力の向上を図ります。

4.6.2. 手作りかまどベンチ推進員制度（仮称）

手作りかまどベンチ推進員制度（仮称）は、手作りかまどベンチを活用した研修修了者がそれぞれの地域において、手作りかまどベンチを広げる指導員となるもので、「生活防災」の考えを広く県内に普及させることをねらいとするプログラムを開発します。

このことで、県全域における生活防災力の向上を図ります。

4. 研修・交流機能について

4.7. (参考) 事業内容例

4.7. (参考) 事業内容例

機能別	プログラム名	概要	実施場所	主たる対象者					
				地域 リーダー	非地縁型 市民団体	事業 者	教員	県民	行政
研修機能	危機対応力を高める研修	滋賀県で、発生が危惧される様々な種類の危機事案の性質を知った上で、どのような予防策や危機対応が必要となるのかを知り、効果的な連携を実現するためのプログラムを提供することで、県、市町、その他機関・団体等の危機対応力を高める研修を行います。 庁内はもとより他団体が実施している、危機対応に関する様々な研修の実施場所としての活用も検討します。 研修の場で、危機事案に関する情報を交換しあったりすることで、顔の見える関係づくりにも寄与します。	災害対策室	○	○	○	○		○
	生活防災という新たな視点による取組を広げる研修	「自助」「共助」の主役は県民であるという認識に立ち、自分たちの生活の中で危機対応力を高めるためには、どのようにすればよいかという観点から、例えば、地域の防災意識を高め、絆を強める「手作りかまどベンチ」を活用した研修を行います。		○			○	○	
交流機能	防災はしかけ制度（仮称）	「生活防災」の考えに共感し、危機管理センターと共に活動を進めていこうとする方々をつなぎ合わせて、自主的な取組を支援し、「生活防災」の考えに立った活動や意識が広がり、あるいは、深み、多様性が増すことを目指します。	県内各地	○	○		○	○	
	交流スペースの提供	危機事案への対応に関心のある団体・個人が出会い、対面し、打合せや交流ができる場として、危機対応に関する書籍等を設置するなど情報の提供を行い、こうした人々が活動を共にできるスペースを提供します。	(災害発生時に県災害ボランティアセンター設置予定の)災害対策室	○	○	○			
	みんなで作る展示コーナー	県内で行われている防災・減災の活動状況等が活気にあふれ、広がっていくよう、各団体等が作成された展示物などにより自らの活動を他者へ発信できる、参加型の展示コーナーを設けます。	エントランスホール	○	○	○			
展示機能	展示	生活防災力の向上に役立つ情報や方策の一例として、「手作りかまどベンチ」の取組や提案等についての展示を行います。		○			○	○	
調査・研究 開発機能	研修機能、交流機能、展示機能の企画・立案	先進事例や最新の文献等を調査・分析し、研修機能、展示機能、交流機能のプログラムを実践的なものにするのを企画立案する機能です。	(県が担う)			—			

5. 実効性の確保について

5.1. 災害対策本部機能と研修・交流機能の配置

5. 実効性の確保について

5.1. 災害対策本部機能と研修・交流機能の配置

災害対策本部機能に必要な諸室は、「2.5 諸室の概要」に示したとおりです。

ただし、これら災害対策本部機能に必要な諸室が全て稼働するほどの全庁的な対応を必要とする危機の発生頻度は必ずしも高いとは言えません。

そのため、平常時において、会議室などへの転用が可能な部屋については、研修・交流の場として有効活用することを前提として、諸室を配置します。

一方、研修・交流の場は、一般県民等に広く利用されることが想定されます。

したがって、危機対応業務に支障を来さないよう、次のことに配慮して、諸室を配置します。

- 危機対応関係者と研修・交流事業参加者等のフロア、動線、出入り口などを分ける
- オペレーション、方針決定等に支障が出ないように、対策本部には本部要員のみが立ち入ることができるようにする
- 研修・交流機能は、低層階に集約して配置する
- 全庁的な対応を必要とする大規模災害発生時には、平常時に研修・交流事業で使用している諸室は災害対策本部の諸室として稼働し、関係者以外の使用を制限する
- 危機の規模に応じた諸室の使い方を想定しておく

5.2. セキュリティ対策

危機管理センターでは、危機対応の中枢を担う情報収集、指令発信などが行われるため、十分なセキュリティを確保する必要があります。

したがって、次のようなセキュリティ対策を講じます。

- 研修・交流機能として利用できるスペースを明確に分離し、一般県民等が立入可能なエリアを明確にすることでセキュリティを確保する
- 平常時、緊急時のセンター利用者の動線を考慮して、セキュリティの区画を明確化し、区画に合わせたセキュリティレベルを定める
- 特に高いセキュリティが求められる室や範囲については、防音措置を講じ、ICカード等による入退室管理を行う
- 知事の緊急参集時などの動線確保のため、知事室から、研修・交流ゾーンを通過せず、直接危機管理センターへ急行できるように考慮する

5. 実効性の確保について

5.3. 管理・運営体制

5.3. 管理・運営体制

危機管理センターは、あらゆる危機の発生に対して、24時間の対応が求められます。

したがって、原則として県が直接運営する方式を採用し、特に平常時の休日、夜間においては宿直員を配置し、緊急時に備えます。

なお、宿直員は、緊急時は、幹部への緊急連絡や外部からの問い合わせ対応などに追われることとなり、最低限の業務遂行も困難になる状況もあることから、少なくとも常時2名確保することとします。

一方、研修・交流については、事業の運営主体やフロアの開放日、開放時間を含め、総合的な管理・運営方法を今後検討していきます。

5.4. その他配慮する事項

(1) 環境に配慮した施設

建設材料や設備の適切な選択等により、施設の長寿命化や省エネルギーを考慮した環境負荷の低減を図り、かつ、快適な交流・研修環境を実現させ、総合的に環境に配慮した施設とします。

(2) ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設

子どもから高齢者まであらゆる世代の人や障害のある人をはじめ、誰もが安全かつ快適に利用できるように配慮する必要があります。これら全ての人に丁寧に対応することができる、駐車場、出入口、階段・廊下、トイレ、エレベーターや案内標示等を備えた施設とします。例えば、トイレは、車いす使用者が利用しやすいよう腰掛便座や手すりが適切に配置されるとともに、オストメイトに対応した洗浄設備の設置や乳幼児いす、おむつ替えのできる設備を設ける等、初めてでも安心して利用できる施設とします。

(3) コストマネジメント

長期にわたり利用する施設のため、機能維持には、一定の経費が必要となりますが、建設費や維持管理費等のコストマネジメントを十分考慮します。

(4) 災害対応車両等の交通路の確保

危機管理センターに集まる災害対応車両等については、交通路の確保に配慮します。

また、駐車場は、全庁的な危機対応時に車で来館する関係機関数を勘案のうえ、最低限必要なスペースを確保するとともに、緊急時の一般車両の利用規制についてあらかじめ検討しておきます。

6. 危機管理センターの概要

6.1. 平面

6. 危機管理センターの概要

6.1. 平面

(1) 配置計画

危機管理センターは、危機事案発生時は災害対策本部機能を直ちに発揮する場となるため、知事、県幹部職員が急行できる位置であることが肝要です。

一方、危機管理センターの候補となり得る既存の建築物は、県庁本館、新館、東館、大津合同庁舎などがあるものの、災害対策本部機能を発揮するうえで概ね共通して次のような課題があるため新規に施設を建設することが望ましいと考えられます。

□耐震補強や液状化対策が必要

□十分な広さのオペレーションルームの確保や諸室の機能的な配置が難しい。

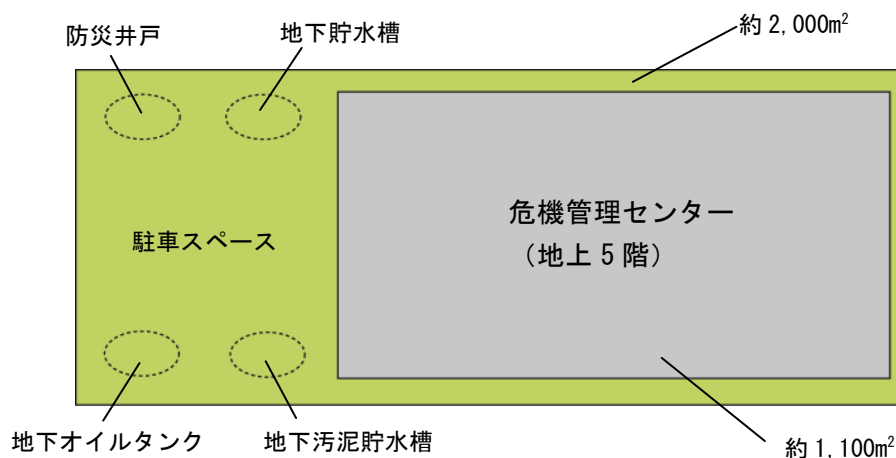
□現在利用している組織の移転先の施設を確保する必要がある。

また、新規に施設を建設する場合、整備場所は、「公有地」、「公有地以外の敷地」、「既存ビルの取得」などが考えられますが、緊急度や経済性を考慮すると、「公有地」に建設することが前提となります。

県庁周辺の公有地のうち、できる限り早期に整備できる更地を選定する必要があることから、立地場所は県庁本館に隣接する県警察本部跡地とし、配置計画を立てることとします。

危機管理センターは、必要な諸室を勘案すると総延床面積が約 5,500 m²になることから、敷地に対して可能な限りの大きさの建築面積とした場合、県庁周辺の建蔽率の上限が 80% であることから、敷地に建てられる建築面積の上限は約 1,600 m²が一つの目安となり、4 フロアで計画することが可能です。

ただし、同一敷地内に駐車スペースや防災井戸、地下貯水槽および汚泥貯水槽、地下オイルタンク（自家発電機用備蓄燃料）等を配置することを考慮し、5 フロアの建物（延床面積：約 5,500 m²）を新設する場合の計画として、以下に記載することとします。



6. 危機管理センターの概要

6.1. 平面

(2) 階数構成

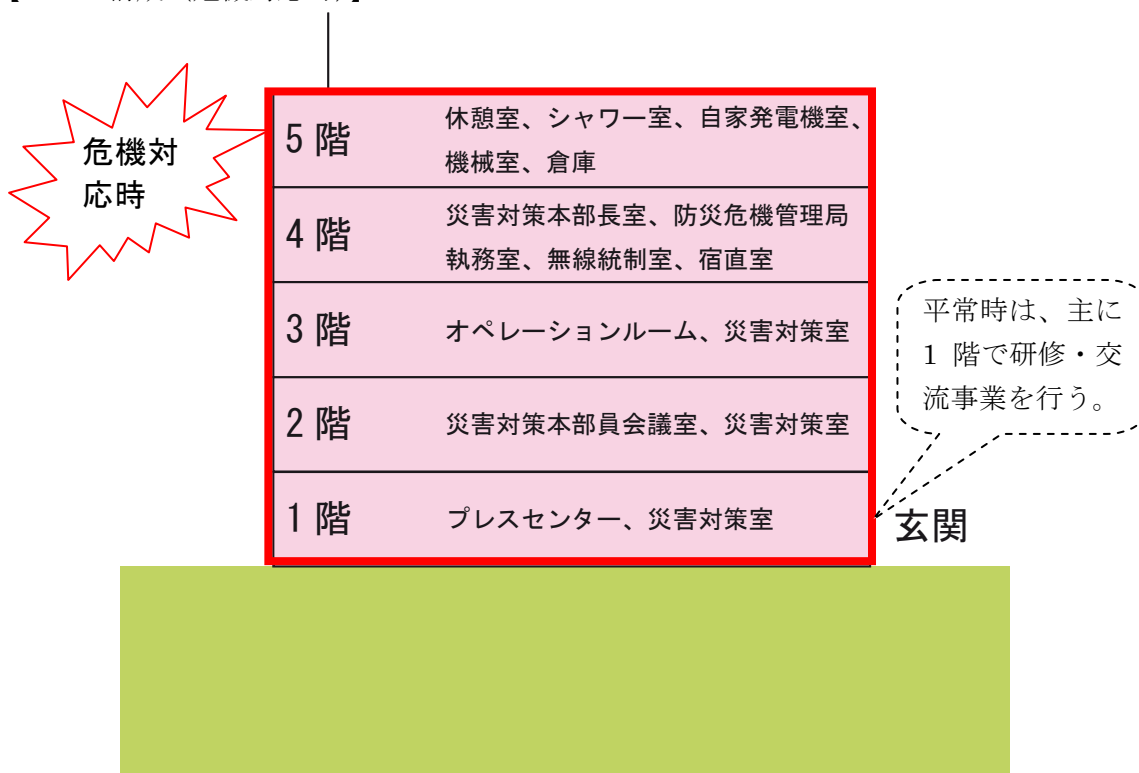
計画する危機管理センターは、危機対応時と平常時ではその利用形態が異なります。

- 危機対応時：施設全体が一体的に危機管理機能を発揮する施設
- 平常時：県職員の執務室、会議室に研修・交流機能を併せ持つ施設

危機対応時に災害対策本部機能が円滑に発揮できるよう、次のような点に配慮し、概ね以下図のようなフロア構成とします。

- 災害対策本部機能の中核的な諸室は低層階に集約して配置する。
- 危機の規模に応じて災害対策本部機能を拡張できるように配慮する。
- オペレーション、方針決定等に支障が出ないように、関係者以外の者の立ち入りを制限できるフロア構成とする。
- 建築附属電気・機械室・自家発電機室は自己完結型を前提とする。
- 平常時は、主に1階の諸室を活用して研修・交流事業を行う。

【フロア構成（危機対応時）】



6. 危機管理センターの概要

6.1. 平面

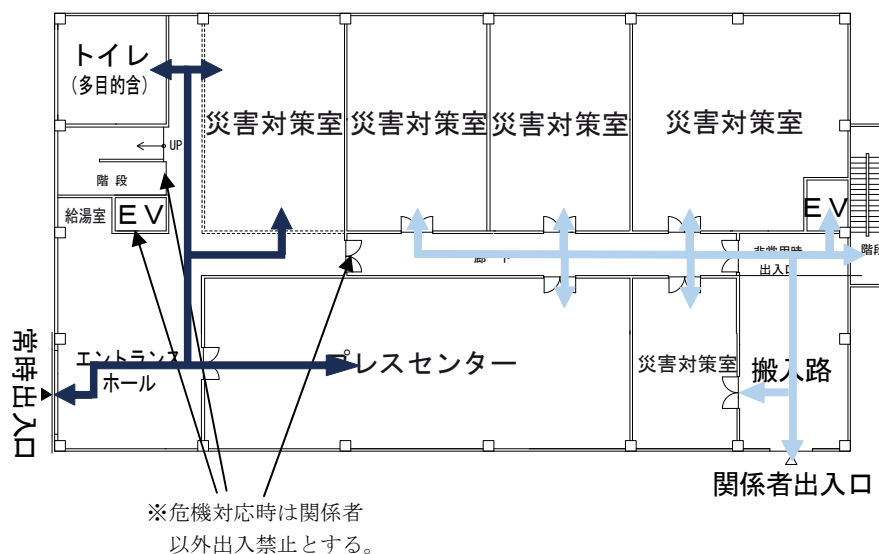
(3) 動線計画

1階は、平常時の研修・交流事業のため一般県民等の利用を想定しますが、危機対応時は、災害対策本部機能が円滑に発揮できるように、一般県民やマスコミ関係者等の使用・立入りを制限できるようにする必要があります。

したがって、特に1階は、危機対応時に一般県民・マスコミ関係者等の動線と防災関係者と動線が交差しないように配慮します。

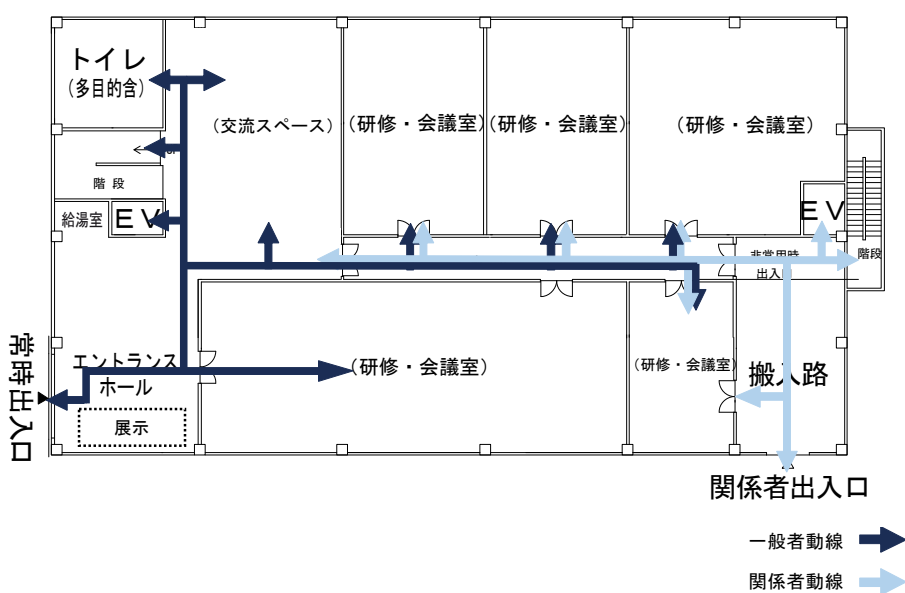
■危機対応時（1階）

一般県民・マスコミ関係者等と防災関係者の動線を分離する。



■平常時（1階）

会議室は一般県民等も利用可能とする。



6. 危機管理センターの概要

6.2. 諸室の配置

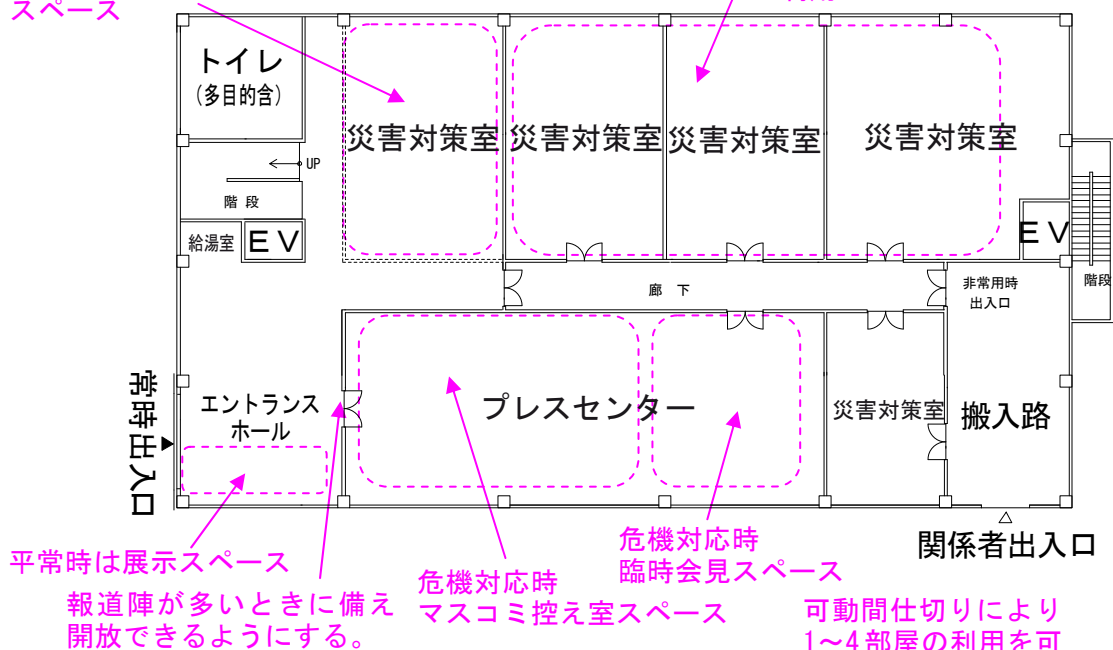
6.2. 諸室の配置

諸室の配置は概ね次のとおりとし、諸室の名称は、それぞれ危機対応時の名称を示します。

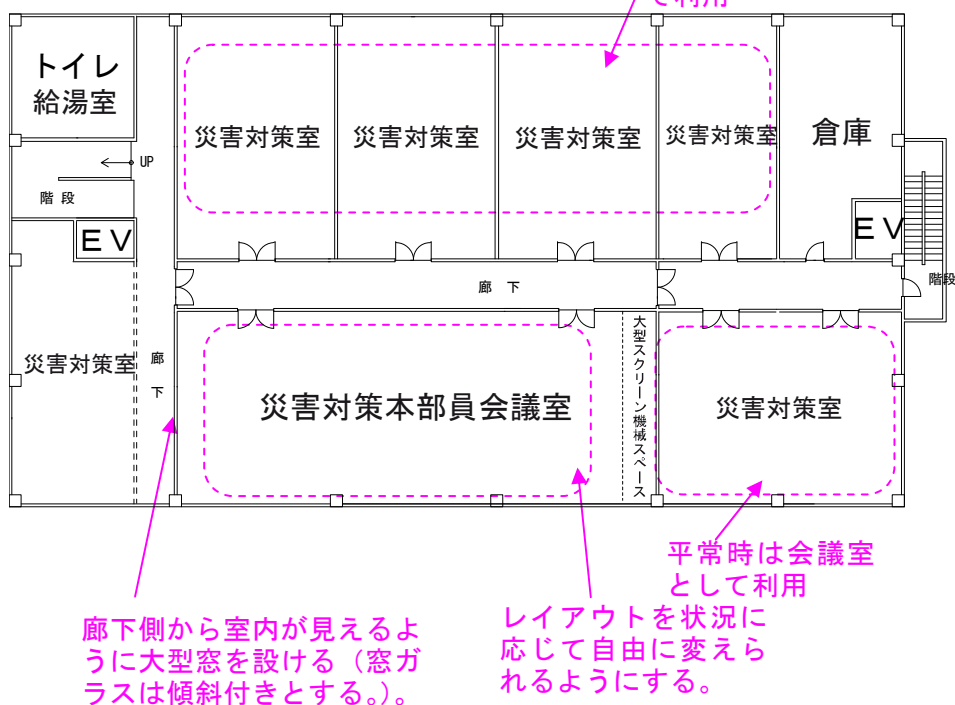
(1) 1階

平常時は交流
スペース

可動間仕切りにより
1~3部屋の利用を可
能にする。
平常時は会議室とし
て利用

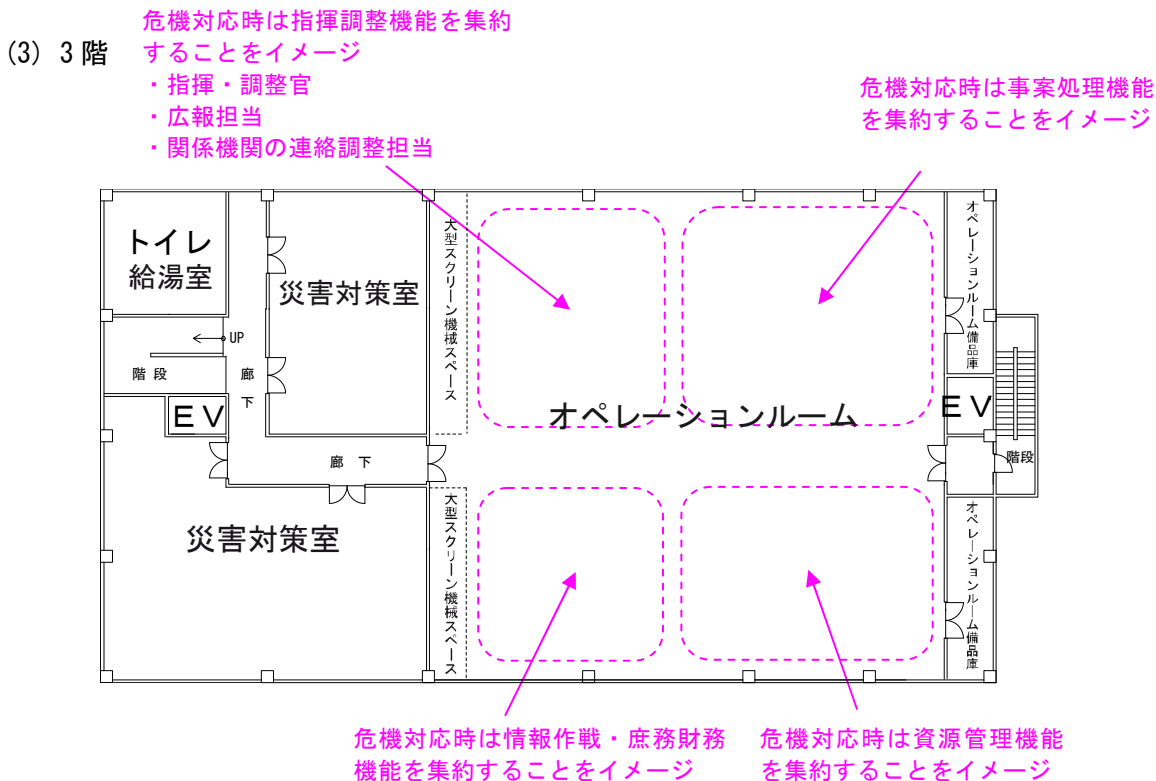


(2) 2階

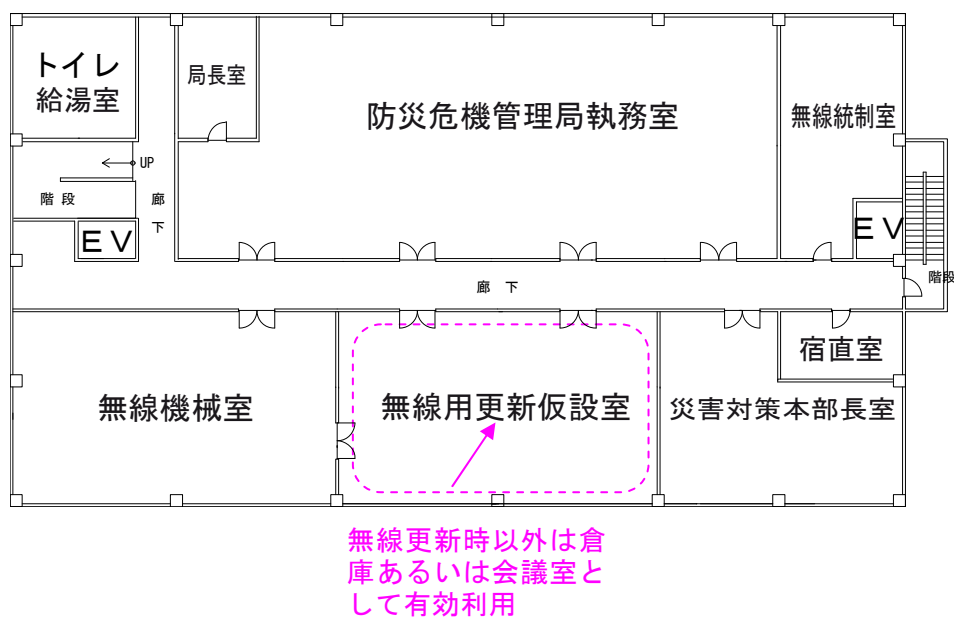


6. 危機管理センターの概要

6.2. 諸室の配置



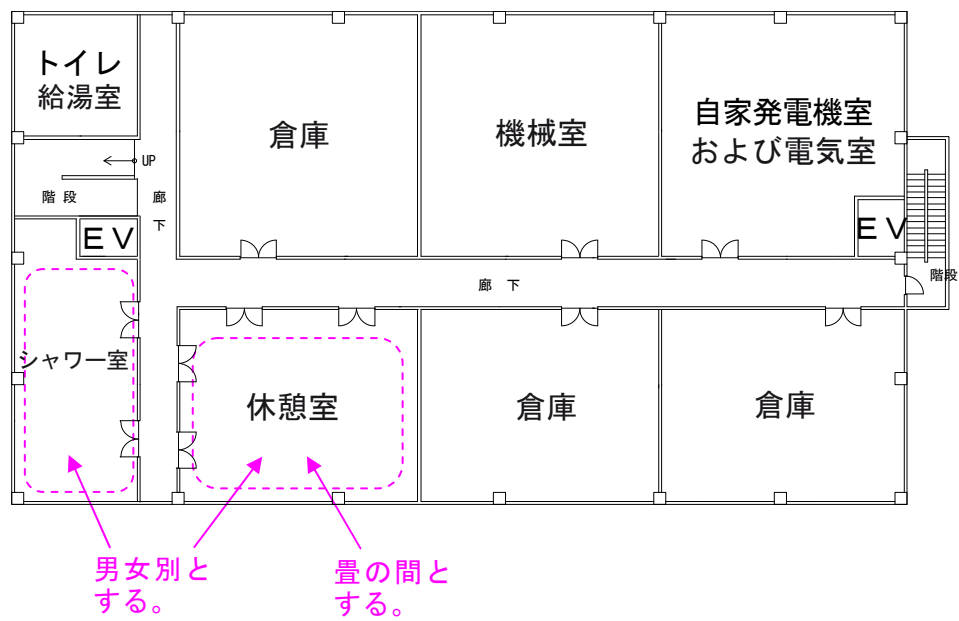
(4) 4階



6. 危機管理センターの概要

6.2. 諸室の配置

(5) 5階



6. 危機管理センターの概要

6.3. 構造

6.3. 構造

(1) 耐震安全性の目標

「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日）」では、耐震安全性の目標はⅠ類からⅢ類まであり、以下のように定められています。

危機管理センターは防災拠点となることからⅠ類に分類されます。

したがって、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを耐震安全性の目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図ります。

部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られています。	1.5
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られています。	1.25
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られています。	1.0

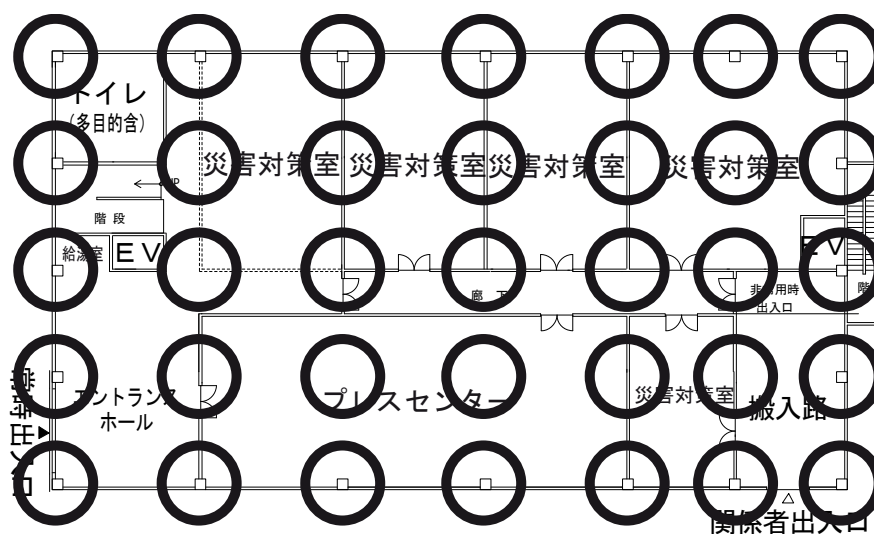
※重要度係数は、建築基準法で定められた必要保有耐力に乗じる割増係数です。

(2) 構造種別等

構造種別は、形態の自由度、遮音性能、耐久性、経済性などから鉄骨鉄筋コンクリート、ラーメン構造とし、できるかぎりコスト効率のよくなるスパンになるよう配慮し、1つの基礎に対して、それぞれ免震装置の設置と4本の鋼管杭の打込みを想定します。

ただし、建設地が決定し、地盤調査後の設計段階で、再検討する必要があります。

地震時における液状化の判定および杭工法等については、地盤調査の結果により確認する必要があります。



※○は、基礎および免震装置。1基礎につき、4本の鋼管杭を想定

6. 危機管理センターの概要

6.4. 建築設備

6.4. 建築設備

(1) 電力設備

危機管理センターには、24時間持続的な稼働に対応するための電源設備等が求められます。

本計画では、非常用電源として、危機管理センター自己完結型の自家発電機を装備することにより確保します。

自家発電機は、設置場所の安全性に配慮するとともに、地下オイルタンクを併せて整備し、3日間分の燃料を備蓄します。

また、落雷等による停電にも対応可能な無停電電源装置の装備を行い、情報システムシステムの継続性を担保します。

(2) 放送設備

危機管理センターから全庁職員に対する直接的な庁内アナウンスは、危機事案発生時はもちろんのこと平常時から頻繁に利用されます。

したがって、危機管理業務ゾーンの一室には、県職員への動員連絡、危機情報等の伝達などの庁内アナウンスができるよう、放送設備を設置します。

また、危機対応時の災害対策本部員会議室やプレスセンターには、放送設備を設置しません。

(3) 空気調和設備

危機管理センターは、全庁的な危機対応時には、全ての部屋がフル稼働することを想定しますが、平常時は、会議室としての利用であり、常時使用される部屋は執務室など一部に限られます。

したがって、空気調和設備は、個別方式を採用し、環境面、価格面ともにライフサイクルコストの低減に努めます。

(4) 給排水衛生設備

危機管理センターには、上水道断絶時の水供給機能の確保のため、本計画では、敷地内の駐車スペース部分に地下貯水槽、防災井戸を設置します。

地下貯水槽は、メンテナンスや多重性に配慮し3台設置することにします。

また、下水管が使用できなくなった場合に備え、数日間の汚水をためることができる汚泥貯水槽を施設周辺（駐車スペース地下を想定）に設置します。

なお、防災井戸は、地下水や地下土壌の混入を防ぐような位置に建設されなければならないため、井戸を地下オイルタンクや廃棄物処分場所の近くに配置しないよう配慮するとともに、井戸の外側は、汚染物質が井戸の穴に入り込まないように、適切に密閉するよう配慮が必要となります。

6. 危機管理センターの概要

6.4. 建築設備

(5) その他

危機管理センターは、特に危機対応時には、その危機レベルや段階に応じて、必要な部屋数が増えます。

したがって、平常時に会議室として確保する諸室は、可動間仕切りなどの使用により人数や用途などに合わせて、フレキシブルな空間が確保できるよう配慮します。

なお、その他建設諸設備は、設計段階において、建築基準法や消防法、だれもが住みたくする福祉滋賀のまちづくり条例、建設設備設計基準等を遵守しながら検討する必要があります。

6. 危機管理センターの概要

6.5. 事業化に向けた課題

6.5. 事業化に向けた課題

(1) 敷地および周辺利用に関する事項

大規模災害時には、防災関係機関や報道関係機関の車が危機管理センターに多く集まることが想定されます。このため、センター敷地の駐車スペースについては、基本設計・実施設計段階で、車路の線形や駐車柵の配置を定めるとともに、危機対応時の周辺駐車場の運用方法や特殊車両（自衛隊指揮通信車等）の進入、駐車スペースの確保について検討する必要があります。

また、不測の事態に備えて、関係機関の待機や資機材置き場などに一時的に活用できるフリースペースの場所を危機管理センター周辺で確保できることが望ましいと考えられます。

(2) 知事や県幹部職員等の連絡通路に関する事項

危機事案が発生し、災害対策本部が設置されると知事や県幹部職員等は、ただちに危機管理センターに集まることとなります。

県庁敷地内に危機管理センターを建築することを考えた場合、知事や県幹部職員等は、県庁執務室から外を通らず直接急行できる動線を確保することが望ましい。

したがって、基本設計・実施設計段階において、現庁舎との連絡通路について検討する必要があります。

(3) 医療・福祉関係団体との連携強化

災害対応は生命の安全確保を目的とした初動期の対応からはじまり、地域の復興、被災者の生活再建まで、様々な課題について、様々な組織との長期間の連携が不可欠です。

消防、警察、自衛隊といった初動期に重要な役割を担う機関との連携はもとより、中長期にわたって、重要な役割を担う機関・団体、とりわけ、医療、福祉関係団体との密接な連携が重要であり、災害時にこれらの団体と県（災害対策本部等）が情報共有し、共同して適切な対応をとるとともに、平常時から緊密な体制を構築しておく必要があります。

(4) 自家発電機室に関する事項

本計画では、自家発電装置の機器類は屋内型の方が屋外型より安価であること、また、風雨にさらされないため機器類の劣化が少ないこと、機器の保温保冷面が保持しやすいこと、第三者に対する安全性の確保の観点等から屋内型として検討しました。

ただし、屋内型の場合は、建物の規模が大きくなることや室内の騒音振動、メンテナンスのしやすさなどについて、設計段階での配慮が必要です。また、移動電源車についても検討しておく必要があります。

6. 危機管理センターの概要

6.5. 事業化に向けた課題

(5) 新エネルギーおよび省エネルギーに関する事項

自然エネルギーなどの新エネルギーの導入については、経済性、出力安定性、利用効率など課題が残されています。

一方で、新エネルギーのうち、蓄電池と組み合わせた太陽光発電、天然ガスコージェネレーション・燃料電池等の分散型エネルギーシステムは、需要地において緊急時に自立型エネルギーシステムとして活用が期待できます。

したがって、設計段階では、危機管理センターの機能、運営方法、経済性等を考慮した上で、自然エネルギーを含めた分散型エネルギーの導入を積極的に検討し、バックアップ機能の確保や省エネルギーおよび環境負荷低減に努めます。

さらに、LED照明、節水型トイレやエコトイレ、人感センサーなど各種節電・節水機能を有する設備の導入を検討し、省エネルギー対応に努めます。

(6) コストに関する事項

本計画では、設備および関係諸室の大きさについては、概略チェックした上で、あらゆる危機に対処可能とするため、全庁的な危機対応時を想定して、基本的には安全側で計画しました。

今後は、建設地を決めたうえで、基本設計・実施設計段階において、各内部空間や活動に必要な設備性能と危機対応時における必要な設備水準、維持管理とコスト等を精査しながら、合理的なスペックの設定と設計を進める必要があります。